

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年12月 3日午前 9時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年12月 3日午後 2時19分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月3日（火）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ①石井めぐみ 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③海東 一弘 議員
- ④入江 洋一 議員
- ⑤古谷 貴子 議員
- ⑥関川 翔 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①石井めぐみ 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③海東 一弘 議員
- ④入江 洋一 議員
- ⑤古谷 貴子 議員
- ⑥関川 翔 議員

議事の経過

午前 9時00分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は24名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しなすと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第62条第1項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み1人60分以内です。また、1回目の質問は30分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、石井めぐみさん。

〔15番 石井めぐみ君登壇〕

○15番（石井めぐみ君） おはようございます。みらい・維新・国民の会の石井めぐみです。まずは、早朝より議場に足を運んでいただきまして、ありがとうございます。一般質問に入る前にちょっと一言。昨日、我が会派の山野井議員の一般質問、103万円の壁ということで、今国会では103万円の壁を解消するために、基礎控除を引き上げる議論がなされております。本市においても、年収の壁が市民の就労意欲の減退や、人手不足の中で労働調整を行う一因となっており、早急に年収の壁の解消を求めるものであると私は考えます。石破総理の所信表明でも、103万円の壁は来年度の税制改正で見直すと提言をしております。ぜひ、取手市議会の半数近くは自民党の市議団でもございますので、自民党の皆様を中心に、今議会で国に声を上げてほしいと思います。維新は残念ながら仲間に入れてもらってませんので、ぜひ自民党の議員の皆さん、お願いします。そして自民党、公明党、国民民主の議員の市議団の皆様は、国会議員の先生たちに便宜を図っていただきたいと思い、一言申し上げます。

〔「一言でいいの……」と呼ぶ者あり〕

○15番（石井めぐみ君） はい。それでは一般質問に入りたいと思います。自転車に関

する道路交通法の改正について——入ります。2024年、今月の11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転に関する新たな罰則規定が整備されました。自転車運転中の携帯電話の使用や酒気帯び運転が罰則の対象となり、交通事故の抑止を目的としております。自転車乗用中の死傷者のうち約8割に、前方不注意や信号無視など何らかの法令違反があり、交通事故の要因となっております。改正法では、車やバイクと同様、自転車にも交通違反——16歳以上に対して反則金を納付させる、いわゆる青切符が導入されました。では今後、自転車の交通ルール周知についてどのように対応していくのか伺います。

〔15番 石井めぐみ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、石井議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。先ほどございましたように、自転車につきましては、道路交通法上、車両として位置づけられているとおり、通行には様々なルールや違反したときの罰則が設けられてございます。昨今の警察の取締りですとか、それから法改正によりまして、交通ルールについて周知されてきたところではございますが、実際には町を行き交う自転車などを見ますと、イヤホンを装着したり、右側通行などが散見されるというような状況でもございます。実際に交通事故全体における自転車が当事者となる事故割合は、2割を超えているというようなことで、重大事故につながるようなケースも多いということから、自転車における交通ルールの周知、啓発、マナーの向上を図ることが、事故防止のための重要なことであると考えてございます。このような現状の中、特に自転車運転中の携帯電話使用等に起因いたします交通事故が増加していることですとか、それから自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が、死亡・重傷事故となる場合が高いという背景から、令和6年の11月1日に道路交通法が改正され、運転中にスマートフォン等を操作しながらの運転や酒気帯び運転に関して、新しく罰則が整備されました。今回お尋ねの、こういった形でということなんですけども、道路交通法の改正の周知につきましては、市のホームページはもちろんなんですけども、市営の自転車駐車場への啓発のポスターですとか、それから利用者へのチラシの配布、秋の交通安全キャンペーン、それから本日も朝7時45分から藤代庁舎の東側で年末の交通安全キャンペーンを行ってきたんですけども、その際にも交通——自転車の交通ルールを守って楽しく安全にというようなチラシのほうも配布させていただいたということで、そういった形で、歩行者をはじめとしたチラシを配布するなどのことによりまして、周知活動に努めているというような状況でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。私のほうからは、小中学生の自転車の交通ルールの周知について答弁させていただきます。現在、小学校では全小学校、中学校では市内4校で、交通安全指導の一環として自転車に関する講習を主体的に実施しており

ます。児童生徒が自転車を利用するに当たり必要な知識と技能を習得すること、安全に通
行できる意識・能力を高めるために実施しておりまして、講習の中で児童生徒に向けまし
て交通ルールの周知に取り組んでおります。また、今回の道路交通法の改正によりまして
罰則規定が整備されたことを受けまして、運転中のながらスマホが罰則の対象となるなど、
子どもたちの命に関わる重要なことだと考えております。交通安全教室や学級活動等で、
改めて児童生徒に対しまして、道路交通法の改正の趣旨を指導するように学校に指示した
ところがございます。さらに家庭での取組を促すため、ホームアンドスクールを活用し、
保護者の皆さんへも周知したところがございます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。自転車は許可が必要ないため、ルー
ルを正しく知らない利用者が多いことから、混乱などを生まないようにルールの浸透が課
題とされております。今、答弁があった周知の方法については分かりましたが、ながら運
転の注意の喚起についてはどのように考えているのか、伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。今回の道路交通法改正により、自転車
運転中にスマートフォンなどを手で保持して通話したり、画面を注視する行為が禁止され、
罰則が整備されたことに加え、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車
の提供が罰則の対象となりました。罰則等整備に関する注意喚起につきましては、先ほど
御答弁させていただきましたとおり、周知と同様の機会を通じて啓発させていただいてい
るところでございます。先ほど部長からも御案内させていただいたかと思うんですけども、
本日のキャンペーンにおいて、このように自転車のスマホ酒気帯び運転の罰則強化、この
ような形で、通行者の方や自転車に乗っている方、また運転者の方にも御案内をしてきた
ところがございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今日みたいな行動というのは、どの
ぐらいに一回行われているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 本日のキャンペーンにつきましては、年末の交通事故防止
県民運動というキャンペーンの中で実施してまいりました。交通安全につきましては年 4
回、このような全国の交通安全運動と合わせて実施しているところがございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。年 4 回行われているということで、
どの辺のエリアを中心に行われているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） これは取手地区と藤代地区に分かれておりまして、藤代地
区につきましては、藤代庁舎の前の交差点のほうで行っております。取手地区につきまし
ては、主に青柳のヤオコーの周辺でキャンペーンを実施しております。また今後は、いろ

いろな場所——駅前も含めて様々な場所で実施できるよう、今、警察のほうでも検討を進めているようなところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） その行いというのは、これまでも何十年と行われていると認識しておりますが、年に4回、藤代地区、取手地区と分かれてやっておりますが、どのぐらいの反響があるのか、分かれば教えてください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。具体的なその反響というとあれなんですけども、例えばドライバーの方であったり、こういうチラシを渡した際に、この前も、「変わったんですね」ということで、そういうような改めて認識していただいているようなところはあるかと思っております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。前回の一般質問でも行ったんですけども、やはり取手市——行政がこういった動きをやってますよというのを——ちょっと前まではインスタですごいっばいいろいろアップされてたんですけども、最近あまり見ないので、そういう交通安全キャンペーンを行いましたとか、そういった、やはり何かこうインスタグラムとかにアップをしながら、こういった行動をやってるんだよということも SNS で発信するべきかなと思ったので確認をいたしました。ぜひ、今日もし写真を撮っているのであればアップしていただけると、やはり若い世代は見ますので、ああこういうことやってるんだなど、11月1日から道路交通法の改正で自転車がこういうふうになったんだなど。まだまだ恐らく知らない人がほとんどだと思います。大体皆さん自転車に乗ってても、ながらスマホとかヘルメットかぶってないとかいらっしゃいますので、どんどん発信をして、取手市でもこうやってますよということでやっていただきたいなということで質問しました。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） SNS 等を通じた情報発信というところでございますが、これまでも石井議員の今お話ございましたけども、夏・秋とPR大使のさくらまやさんなんかにも参加していただいて、それもやはりホームページのほうに掲載させていただいているような状況もございます。もちろん本日のキャンペーンにつきましても、そのように進めさせていただきますし、これからも、今、石井議員のほうからございましたように、ホームページとかSNSを活用して周知してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ぜひ、よろしく願いいたします。青切符を導入することにより交通反則通告制度が適用され、反則金により——対応が2026年までに施行されることになりました。改めて、ながら運転に対しての罰則の内容について伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為につきましては、6月以下の懲役ま

たは10万円以下の罰金であり、交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金となります。また、自転車の酒気帯び運転につきましては3年以下の懲役または50万円以下の罰金、自転車の提供者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類の提供者、同乗者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金となります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。16歳以上ということで高校生・大学生——大人の方が対象だと思いますが、こちら、これから青切符を切られるということでどんどん進んでいくところですが、こちらに関しての周知についてはどのように行っていくのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。高校生や大学生、その他大人の方への周知というところでございますが、取手警察署では、改正となりました11月1日に、取手駅前において自転車利用者や通行人に対し、ながら運転や酒気帯び運転に関する啓発チラシを配布し、注意喚起を行っております。市といたしましても、市のホームページはもちろんでございますが、市営駐輪場への啓発ポスターの掲示を行っているほか、関係団体と協力しながら、本日のキャンペーンも含めまして、あらゆる機会において周知啓発してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。携帯以外にもイヤホンマイクをつけながら自転車に乗ることも、これ罰則規定——反則に入っておりますので、ぜひどんどんお知らせをしながら動いていただければと思います。ありがとうございます。

次の質問に入ります。小中学校での講習の導入ということで、現在、小中学校の安全教育についてどのように……

○議長（岩澤 信君） 石井議員、酒気帯び運転……。

○15番（石井めぐみ君） （続） あっ、そこ一緒に——ごめんなさい。導入についてどのように考えているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。安全教育は、児童生徒個人の生命や健康を守るだけでなく、地域全体の安全性を高め、持続可能な社会を築く基盤となると考えております。学校教育におきましては、災害時や日常生活での危険を最小限にするため適切な教育が必要不可欠と考えます。具体的には、避難訓練や安全教室、安全集会などを実施し、児童生徒の自己の生命を守る能力の向上に努めているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。小中学生に、安全教育ということで教育の中の一環でやっても、例えば親だったりとか、家庭環境によっても様々だと思います。そういった親とか小中学生を巻き込んだ講習の導入などを提案いたしますが、い

かがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。小中学校における自転車に関する講習につきましては、現在、取手市交通安全協会やスクールサポーターに御協力をいただいて、交通安全教育の一環として自転車に関する講習を実施しております。児童生徒が自転車を利用する際の知識や技能、ヘルメット着用など、自転車安全利用五則、こういったものについての講話もお願いしているところです。昨年度は自転車活用推進事業の一環として、市内小中学校2校において、産業振興課が担当する自転車の安全運転特別授業も実施しております。今年度も2月に実施する予定でございます。また自転車教室では、模擬道路の使用による正しい自転車の乗り方やヘルメットの着用、交通ルール、自転車の点検整備の方法について、安全協会やスクールサポーターに協力をいただいて児童生徒が学んでおります。未実施の学校におきましては、今回の道路交通法の改正をきっかけとして、交通安全教室の重要性を伝え、実施に向けて取り組むように指導してまいります。先ほどの答弁にもありましたとおり、今回の道路交通法改正は重要なことと考えており、子どもたちに周知することで命を守ることにつながると考えております。今後は自転車運転中ながらスマホの罰則にも触れながら、道路交通法の改正を加味した自転車教室を実施していきたいと考えております。また保護者にも周知し、家庭での自転車の乗り方についても促すように取り組んでまいります。講習につきましても、授業参観という形をできるだけ取るように考えていきたいと思っております。今後も継続的に自転車利用時のマナーの指導やヘルメットの着用、事故の発生時の対応の指導、児童生徒の交通安全意識の高揚、さらに保護者への周知啓発を継続して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。教育委員会でもしっかり対応されていることが理解できました。4月には入学式がございますので、恐らく多くの親御さんが集まりますので、そういったところで改めて、道路交通法が改正されましたよということで一言添えて、親御さんにもお知らせをすると意識が高まるのかなと思っておりますので、御提案させていただきます。

次に、ヘルメットの助成について伺います。交通事故全体に占める自転車の比率は増加傾向にあります。ヘルメット着用により死亡率は大きく下がるとの結果も出ているそうです。そこで、取手市においても、自転車用ヘルメット購入に対して助成をしたらどうかということで提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。自転車用ヘルメットにつきましては、道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に着用が努力義務化されたところでございます。令和元年から令和5年までにおいて、自転車事故で亡くなった方の約5割が頭部の致命傷によるものですが、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ約1.9倍となっていることから、ヘルメットにより頭部を守ることが重要視されております。ヘルメットの購入補助金につきましては、これ

までも議会において御提案いただいているところですが、市といたしましては、ヘルメットの着用による交通安全効果をホームページ等で掲載して周知を図るとともに、交通安全キャンペーンでのチラシの配布、市営自転車駐車場におけるポスター掲示及び利用者へのチラシ配布等により、普及促進に努めているところでございます。特に自転車事故につきましては、中学生、高校生世代の事故率が著しく高い状況であり、学生のヘルメット着用率向上が非常に重要であることから、教育委員会、学校等関係部署と協働し、今後も交通ルールの周知や規範意識の向上を含めた啓発活動等を推進していくとともに、ヘルメット購入補助金についても、引き続き、周辺自治体の実績等を含め調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。私もちょっとインターネットで検索をしたら、今年の4月に、全国1,718の自治体及び23特別区を対象にした初の自転車用ヘルメットに関する一斉調査を4月に実施したそうです。そのうち、その結果、全体の21%に当たる351の市区町村が、自転車用ヘルメットの購入補助制度を導入していることが分かりました。茨城県でも既に土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、高萩市、笠間市、つくば市、潮来市、筑西市、稲敷市、八千代町、神栖市でも実施をされているそうなんです。もう一度聞きます。今後——今すぐではないんですけども、ヘルメットの購入助成制度を導入する予定はございますか。——検討していく方向性でございますか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） ヘルメットの着用の重要性ということにつきましては、先ほどの事故の件数といいますか、死亡事故ですとか重大事故につながるような割合も非常に高いということでも認知しているところでございます。ただ、うちのほうといたしましては、まずは普及啓発のほうを努めさせていただきたいというところでございます。全体におけますヘルメットの着用率も低いというようなところもございますので、まずはその必要性——努力義務でこういったことがなってますということと、それから事故につながると、大きな事故につながってしまうということも含めて、その辺は丁寧に、まずは普及活動のほうをさせていただきたいと思っております。周辺自治体のほうの状況も十分承知してございます。18歳以下の方に対する補助ですとか、65歳以上の方に対する補助というようなどころもある自治体については承知しているところでもございますけども、それについても今後さらに、どういった形で事業を展開していけば普及率が上がっていくのか、装着率を高めることができるのかということも含めて、調査研究させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。調査研究ということで、私の考えでは、周知をする前に、道路交通法の改正に伴って取手市もヘルメットの助成をしますと、皆さんヘルメットかぶってくださいということで周知をして、中学生は皆さんヘルメットかぶってると思うんですけど、やはり小学生とかは自転車に乗って学校に行くということがないので、やはり助成されると、「あっ、親御さん、助成して——ヘルメットかぶらせ

ないと」という行動にもつながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただければ——調査研究じゃなくて、前向きに検討していただければと思います。

じゃあ次の質問に移ります。藤代庁舎の水と緑と祭りの広場について。改修工事の提案について伺います。9月の定例会でも議案外質疑をさせていただきました。水と緑と祭りの広場は平成5年度にオープンし、平成25年度にステージを設営いたしました。それから30年経過をいたしました。藤代庁舎前にある市の公共施設で、初の野外ステージを有する公園の利用状況や地域イベント開催については確認をしているところでもございますが、改めて提案ですが、今の状況からもう少し手を加えて修繕または改修工事の御提案をいたします。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、石井議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま石井議員からも御紹介をいただいたとおり、藤代庁舎前にあります水と緑と祭りの広場は、憩いの場・集いの場・健康づくりの場として活用するため、平成5年度にオープンしております。また、イベント等での一層の利活用を図るため、平成25年度には屋根付ステージも完成しております。これまで、冬の期間のイルミネーション、キャンドルイベント、また音楽イベントなどが開催されまして、今年度も大きなイベントの御利用としては、9月に藤代商工祭が開催され、多くの方に来場していただいたと伺っております。また、ふだんも広場に隣接する健康遊具で運動したり、ウォーキングコースとして広場の中や階段を歩いている方がいらっしゃいます。このため、現時点では、こうした方々にも安心して御利用いただけるように、必要に応じて修繕等を実施しながら、広場の適切な維持管理を行っていきたいと考えておりますが、議員ご指摘のとおり、広場が開設され既に30年以上経過していることから、修繕だけでは対応できない時期に差しかかる場合も想定されます。今後は、改修工事なども選択肢の中に入れつつ、この広場の活用方針を広く模索していく必要があると考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。私は藤代庁舎の近くに住んでおりました毎日見るところなんですけども、本当にあれだけ木があってステージがあって、本当にすばらしい場所だなど思うのに、なかなかうまく利用されていないところが本当に非常に残念に思います。改めて提案ですが、今の状況でもいいです、さらなる水と緑と祭りの広場を活用し、市内、市外から人を呼び込み、取手市の魅力を発信する一助となると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 水とみどりの課長、蛭原一雄君。

○水とみどりの課長（蛭原一雄君） 答弁させていただきます。水と緑と祭りの広場は、市街地にある緑が豊かな公園であることから、近隣にお住まいの方を中心に幅広い年齢層の方々が、自然と触れ合えるこの広場の持ち味を生かしつつ、レクリエーション活動や各

種イベントなどにより、多様な活動の拠点、にぎわいや交流の場、潤いと憩いの場として、この広場の利用促進に向け、先日、市でも開設いたしました、ほどよく絶妙とりでインスタグラムなどSNSを活用しまして、一層のPRを市内外に努めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ぜひ今後、そのままにしておくのではなくて、利用、活用していただきたいと思い、今回質問させていただきました。期待しております。以上です。

次に、市の魅力発信動画について提案していきます。本市ではシティプロモーションやとりで未来創造プラン2024に向けた取組が進められております。10年前にも社会現象となった「恋するフォーチュンクッキー」の動画作成をいたしました。新たに新市長になったことを踏まえて、市の魅力を発信する一つとして動画作成を御提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 石井議員の御質問に答弁いたします。11年前になりましたでしょうか、平成25年にフォーチュンクッキーを、これ、最初は職員の提案から始まったんですけれども、その後、職員だけではなくて市民の方ですとか、商工会なんかの御協力もいただいて、かなり大がかりに結果的にはなりまして、最終的に観光協会のほうから動画を公開させていただいたという経過でございました。動画の作成ということですが、現在、取手市ではいろいろ動画につきましては公開をさせていただいております。ドローンを使いました取手の風景を空から見るとか、各種イベント——花火大会をはじめとしたイベントの動画、またPR大使のさくらまやさんによる観光PR動画、いろいろな手法を使って、動画を使った魅力の発信ということには取り組んでいるところでもございます。さらにまたいろいろな形——どういった形で発信していくのがいいか、どういう動画を作ったらいいかということについては、引き続き、工夫を凝らしていきたいというふうに考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。様々な取組をされているということで理解をいたしました。ただ、この動画に関しても、市長が中心となった動画は見たことがありません。市長、ぜひやってみませんか。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 石井議員の御質問に答弁させていただきます。市長もこれまで就任されてから動画のほうも配信してございまして、例えば今年の3月に、市長が自ら料理をして、それを食べるという動画が非常に好評をいただいております。今後もPR大使のさくらまやさんだけではなくて、やはり取手市の長である中村市長を、子どもから御年配の方まで非常に人気がありますので、ぜひちょっとそういうのも相談しな

がら、調査研究をさせていただきたいと思います。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） 昨日からはやっている「調査研究」、ありがとうございます。料理を食べているところとか、市長の人柄——SNSって、やっぱり市長の人柄とかをいろんな市民の方が理解できる一つとなっております。食べてるところもいいんですけど、ぜひ市長のダンス動画も、私はやっぱり誰もが見て分かるかなと思いますので、来年には2025年大阪万博も始まります。ちょうど大阪万博のダンスも公開されて、いろんな各自自治体で踊りをしている方々も始まっておりますので、ぜひこちらの御提案をいたしますが、いかがでしょうか。——しつこい。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 確かに万博に関しましては、万博の啓発のために曲が作られておりまして、それに合わせて踊るという動画も存じ上げております。そういったものも含めて、また市長の出演ということも含めて、本当にどういった形で発信していくことが取手の魅力発信につながるかということ念頭に、調査研究していきたいというふうに考えております。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） 調査研究、分かりました、悩むよりも行動です。行政の皆さんは悩んでいる間に1年たっちゃいますので、もう既に行動、で、そして以前にも細谷議員が、大阪万博の取手市は賛助会員になったほうがいいよということで御提案されて、取手市は賛助会員にもなっておりますので、ぜひ関東から、取手から、盛り上げていただけるよう私から提案をさせていただきます。この質問を終わりにいたします。

防災について提案をしていきます。おもちゃで防災ということで、大人の方の防災訓練はこれまでも現在も行われております。弱者や若者世代、子育て世代をターゲットにした「イザ！カエルキャラバン！」防災訓練の御提案を今回させていただきます。「イザ！カエルキャラバン！」は、防災訓練を楽しく学べる形にアレンジしたイベントで、2005年に神戸で始まりました。防災知識を身につけるプログラムとおもちゃの交換会「かえっこバザール」を組み合わせた内容が特徴です。全国でも36都道府県で既に始まっており、地域団体や自治体と共同して実施されております。2022年時点では、国内外で累計605回開催されております。海外でも22か国で展開されており、その効果は有効性があり広く評価をされております。先週——実際のホームページはこのカエルキャラバンということでホームページが開設されておりまして、先週も、私の仲間でもある若手議員のメンバーであり、大阪府の高石市長の提案で高石市でも行われました。高石市長も、中村市長と同時に30代で初の市長ということで若い意見の——若い世代の皆さんの意見を取り入れながらやっている市長なんですけども、この間やったところのフェイスブックの公開をしていいということで、公開——ちょっと見づらいんですけども、高石市は5万5,000人の人口です。この間のカエルキャラバンの防災訓練では1,000人近い若者が集まったというこ

とで、これ市長が直接おもちゃの——何だっけ、おもちゃの交換会をしていて、もうみんなが楽しくやっているシーンでもあって、一応フェイスブックでも、これ信じられますか、これ防災訓練の1こまでですって。今年から防災訓練を進化させました。子どもたちは防災訓練ブースで、ためたポイントで欲しいおもちゃをゲットしてます。自主防災の皆さんは、ブースを運営するために何日も前から練習を重ねてこられましたということで、フェイスブックも公開をしているところでもございます。ぜひカエルキャラバンを組み合わせた防災と地域交流目的としたユニークなプログラムで、子どもから大人まで楽しめる防災について学べるイベントを提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁させていただきたいと思えます。石井議員より御提案いただきました、この「イザ！カエルキャラバン！」というようなイベントなんですけども、私のほうでも拝見をさせていただきました。先ほどありました2005年ということで、阪神・淡路大震災から端を発しているということで私のほうも理解してございます。先ほど御紹介ございましたこの高石市の訓練なんですけども、子どもから大人まで本当に楽しみながら防災を学べるという体験ブースとして、NPOの協力により開催されたというところでもございました。御紹介ございましたように、内容を拝見しますと、子どもたちがゲーム感覚で楽しみながら消火・救出・救護などの防災プログラムを通じまして、防災に関する知識の向上であったりとか、防災教育、非常に興味深い防災イベントだなというところで感心をさせていただいたというところでもございます。また現在、取手市として子どもたちへの防災教育といたしましては、各学校への出前講座を実施しているというところでもございます。今年度につきましては、マイ・タイムラインや防災マップ等をテーマに、これまで8校にて実施し、防災知識の向上を図ってきたというところでもございます。御提案いただきました防災イベントについては、先ほど御紹介ありましたように、1,000人もの参加を得たということで、非常に好評であったということから、市のほうでは——高石市のほうでは、来年度以降も継続して開催していくことも検討しているというように伺ってございます。取手市におきましては、こういった子どもを対象にした防災訓練ですとか防災イベントなどを実施しておりませんので、非常に有意義であるなというところでは感じ入るところでもございます。また一方、先日、自衛隊のほうからも、小中学校を対象にした炊事トレーラーですとか野外の入浴セット等の装備品の部隊展開訓練というのを実施しているので、ぜひこういったものも御利用くださいということでございました。来年、水戸市の小学校で、こういったものが開催されるという御案内をいただきましたので、そういう子どもたちを対象にした防災訓練、こういった形で実施しているのかということも視察をしてまいりまして、先ほど石井議員から御提案いただきました、「イザ！カエルキャラバン！」ですとか、そういった事業も含めて、こういったものが有効的なのかな、あるいはその子どもたちにとって、大人も含めて——今まで我々がやっているところは大人を対象にした、どちらかと言うと地区の自主防の方を対象にした訓練ということになってございますので、ちょっと見方を変えた訓練なんかもあってもいいのか

なということで考えてございますので、こういった訓練がよりいいのか、その辺はいろいろ勉強させていただきたいと思っております。以上でございます。

〔「勉強か、新しくなったな」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。いろいろな防災訓練があるということで、部長からも御提案がありましたが、カエルキャラバンの特徴としては、楽しみながら学ぶ防災、遊びや学びを通じて防災スキルや知識を身につけられるプログラムです。例えば段ボールでつくる防災グッズ、ロープワーク、消火器体験、体験型のコンテンツが充実しております。地域力を生かす地元の自治体や企業・団体・住民が協力してイベントを運営するため、地域の絆を深める場にもなります。おもちゃの交換会——子どもたちが不要になったおもちゃを持ち寄り、交換会に参加できる仕組みがあります。交換を通じてリユースや持続可能な社会についても学べます。防災教育を日常的に取り入れる、災害時に役立つ知識をゲーム感覚で学ぶため、防災意識を自然に身につけることができるということで、これが特徴なんですけども。昨日、このカエルキャラバンの運営側の方ともお話をしました。そしたら、単年度で終わる事業ではなくて、これをやった自治体というのは継続して、さらにはそのカエルキャラバンをやっている運営側の方は、やり方を教えていく、そうすることによって地域の方を巻き込みながら、自主防とか弱者、若い方なども巻き込んだ防災訓練を習得できるということがこれの特徴なんですということなので。自衛隊の方を呼んでやるということも一つの手ですが、やはり大がかりになったりとかかなと思いますので、身近なところからできる——若い世代、赤ちゃんや妊婦さん、これから子どもを産む方とか、そういう方を巻き込んだ防災訓練が、これからの取手市には必要なのかなと思ひまして御提案をさせていただきました。——何かあれば。なければ「勉強する」ということを一言お願いします。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防災訓練の実施方法につきましては、様々な手法があるかと存じております。いろいろな事業と複合的に実施するなどもございますので、今後勉強してまいりたいと考えております。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ぜひ勉強してつなげていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で石井めぐみさんの質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。妊婦健診、認知症対策、ラーケーション制度、3点にわたって質問いたします。

まず初めに、妊婦健診について伺います。妊婦健診は、妊娠中のお母さんの健康状態と

おなかの赤ちゃんの成長や健康について確認するものです。妊娠中はお母さんも赤ちゃんも体が急速に変化するため定期的に経過を見る必要がありますが、たくさんの検査や費用もかかります。振り返ってみると、私が出産した頃は公費助成は2回しかありませんでしたが、出産までに14回程度の受診が望ましいとされ、公明党が推進し、現在では14回まで公費助成が行われております。2023年度は妊婦1人当たり全国平均10万8,481円が公費助成されています。現在の妊婦健診の利用状況についてお聞きします。

〔9番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。取手市では、母体や胎児の健康状態を定期的に確認することを目的とし、出産までに必要な妊婦健診に対しまして、調査——審査費用を一部助成しております。これは、市町村は必要に応じ妊産婦または乳児もしくは乳幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないという、母子保健法第13条の規定に基づくものです。妊娠中は、健診時に医師や助産師に妊娠や出産に関する相談をしながら、妊娠期間を心身ともに健康に過ごし、妊婦健診を定期的に受けることが重要であることから、先ほども御案内いただきましたが、昭和44年度には、低所得世帯の妊婦を対象に国県による健診費用の公費負担が開始されました。その後、全ての妊婦が対象となりまして、実施主体が県から市町村に移行し、公費負担の健診回数も拡充していきながら、平成21年2月には厚労省より14回程度の健診費用の公費負担に関する通達が出されました。取手市におきましてもこの国の方向性に従い、平成21年度には回数を14回に拡充して公費負担を実施しております。取手市における令和5年度の妊婦健診の実績といたしましては、実人数473人の妊婦さんに受診票を交付いたしまして、受診率は約9割となっております。妊婦健診の結果において、早急に支援や指導が必要な妊婦さんに関しましては、医療機関から保健センターに連絡が入り、関係機関との連携を図りながら個々に応じた支援を実施しております。保健師といたしましては、母子保健法に基づき、妊産婦に対する保健指導や訪問指導を通じて健康上の課題や暮らしぶりを評価し、出産等に関する不安の軽減に向けて、身近で相談に応じてつながりを強め、引き続き伴走型支援相談に力を入れてまいりたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。ただいま9割の受診率とお伺いしましたけれども、残りの1割というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。先ほども部長の答弁にございましたとおり、今、妊婦健診は14回の助成となっております。その週数によって回数が決まっていますが、徐々に——大体、正期産というのは37週から41週になります。

が、やはり出産する週数というのは個人差もございますので、出産の時期が近づくに従ってやはり差は出てきます。そしてその約9割程度とありますが、取手市で把握している受診率となっておりますので、例えば里帰り出産されたりとか、転出されたりとかという方はそちらで受診されていると思われまますので、100%と現時点では言うことは難しいかなと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 承知いたしました。私のところにお子さんを出産した方から連絡がありまして、正期産というのは、今センター長おっしゃいましたように、妊娠37週ゼロ日から41週6日までの35日間に生まれることですが、その方は40週と4日でお産となり、39週で14枚目の助成券を使うと40週の検査のときに助成券がなくなり実費になりました。標準の週数にもかかわらず実費で検査を受けないといけないというのが理解できませんという御意見でしたので、私も本当にごもつともですと同意いたしました。近隣の市町村では、守谷市が妊婦健診の追加助成15回、16回を本年4月から開始しています。妊婦健診が14回を超えた場合の追加助成についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。妊婦健診ですが、厚生労働省から示されている基準に沿って受診した場合、受診することが望ましい健診回数としては14回程度と示されております。また、茨城県のほうが示しております公費負担の上限額の基準におきましても14回までの分が示されていることから、これまで取手市においても14回の公費負担を実施してきたところであります。しかしながら議員おっしゃるように、出産までの期間には個人差があることや、また多胎妊娠の場合などで14回以上の健康診査が必要となる場合もございます。そのため取手市におきましては、今年度——令和6年度より多胎妊娠に限ってとなりますが、15回目以降の健康診査に対する公費負担を実施するよう制度を改正してきましたが、現在までのところ該当者はいらっしゃらないような状況です。多胎妊娠に限らず、単胎妊娠——通常の妊娠におきましても、次年度から公費負担を実施する方向で制度の改正を検討してまいりたいと思っております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ちょっとそこで確認したいんですけども、次年度から追加というか、その助成を考えておりますといったことを伺いましたけれども、一応助成回数ですとか助成額というのは決まってるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。今現時点で考えておりますのは、今現時点が14回までですので、15回、16回ということを考えております。多胎妊娠の場合は令和6年度から実施しておりますけれども、15回から19回までということで現時点は実施しております。15回、16回というのは、次年度の予算のほうに計上しているということでもございますので、その健診助成を組み込んだ令和7年度予算が議決、承諾されました場合に、より具体的になっていくかなと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今回、御意見いただいた妊婦さんもそうなんですけれども、やはりどれだけの費用がかかるというのが分からなくて、実際に健診ですとか出産した後に、こんなにかかるんだというのをちょっと驚かれたということでしたんですけれども。妊婦健診におけるその費用負担とか、そういったことに対する情報提供というのはあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。今回この公費助成されていますけれども、まず茨城県のほうで第1回目から14回までの公費負担額が決められておりますので、それに従って県内の市町村は金額を決めているという状況です。また妊娠届出をされた時点でその受診票のほうを、お母さん、妊婦さんに具体的な使い方であったりとか、内容を御説明しながらお渡ししておりますけれども、その受診票の中にも公費負担の金額は明記されております。また妊婦さんが自己負担される金額というのは、公費助成は決まっていますけれども、病院自体の金額というのが様々ですので、その公費負担額を除いた金額が自己負担となりますので、それは各自病院での御確認ということになります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。今後とも妊婦さんが——やはり初めての方ですと余計いろんな不安もあるんでしょうけれども、本当に経済的な負担もなくて安心して出産できますように、これからも寄り添った取組をよろしくお願いします。以上です、これは。ありがとうございました。

続きまして、認知症対策についてお聞きします。政府の認知症施策の指針となる基本計画がまとめられ、重点目標は、本人の意思尊重・新しい認知症観・地域で安心できる暮らし・新たな知見や技術の活用の4点です。認知症の高齢者は、2022年の443万人から、2040年には584万人に増えるとの推計があり対応が急がれます。市において、認知症の方の状況の把握について伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、久保田議員の御質問に答弁させていただきます。今、久保田議員のほうから数字的なもの御紹介されました。2040年には584万人にも上ることが予想されている。数字的には高齢者全体の14.9%、高齢者の6.7人に1人が認知症となると推計されているところです。この推計を受けまして厚労省は、誰もが認知症になり得るという認識の下、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保と認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組むことが重要としております。取手市においても、認知症基本法の理念に基づいた事業を実施しております。市内における認知症の状況の詳細につきましては、担当課のほうから答弁させていただきたいと思っております。

[福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは担当課のほうより、認知症の状況の詳細について答弁させていただきます。令和6年10月1日現在、取手市の人口10万5,908人のうち、65歳以上の人口が3万6,734人、全体に占める高齢者の割合、いわゆる高齢化率は約34%となります。また、75歳以上の後期高齢者は2万2,207人と、全体に占める割合は約21%となっております。近年、市内においても後期高齢者が増加しており、認知症の有病率は年齢が上がるごとに高くなるため、認知症のリスクのある高齢者は増加していると言えると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今お聞きしたように、やはり年々増えていくというのは、もう目に見えて分かっているんですけども、認知症に対する市の取組についても伺いたします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは認知症に対する市の取組ということでお答えいたします。取手市における認知症基本法の理念に基づいた認知症対策に関する施策ですが、大きく3種類に分けられます。1点目は、相談体制の充実です。市内4か所に認知症初期集中支援チームを設置して、専門職のチームが認知症の人やその家族に早期から関わり、受診の勧奨などの対応ができるよう体制を整備しております。また、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに設置しまして、認知症サポーターの養成など、認知症の情報、知識の普及に当たっております。そのほか認知症当事者の交流の場である本人ミーティング、様々な立場の方が語り合える認知症カフェといった事業を行っております。

続いて2点目に、認知症に関する理解の促進でございます。毎年9月は世界アルツハイマー月間、認知症月間と定められております。当市でも啓発に力を入れております。広報とりで9月1日号において認知症についての特集を掲載いたしました。また、認知症サポーター養成講座、開催しておりますが、今年度は江戸川学園取手中学校の中学2年生、約300人に養成講座を開催いたしました。学校側の御協力もありまして、大勢の中学生に認知症の知識と関わり方を学んでいただいたのは非常に有意義だったと感じております。また、認知症サポーター養成講座を受けた方にはステップアップ版を御用意しておりまして、実は本日も福祉交流センターのほうで、30名を超える方がまさに今、認知症サポーター講座のステップアップ版を受講いただいているところでございます。

3点目になりますが、認知症の高齢者が行方不明になった場合などの対応でございます。認知症の症状があり行方不明になるおそれがある方に、番号が表示されたキーホルダー、ステッカー、こういったものを提供しております。対象者が行方不明になって保護された際に、キーホルダー、ステッカーを発見者が見ることによって、取手市の見守り事業の対象であることが分かって、番号をお問合せいただくことで、保護された御本人の氏名、年齢、住所を確認できるというものでございます。令和5年度はこのキーホルダー、ステッカーによって保護された対象者の身元が判明したケース、2件ありました。引き続き、先ほど申

し上げました相談体制の充実、理解の促進、徘徊発生時への備えなど、認知症に関する施策に取り組んでまいります。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 既に様々な取組が行われていると思います。今回取り上げたいのは、認知症の人に寄り添うケア技法、ユマニチュードについてです。

〔9番 久保田真澄君資料を示す〕

○9番（久保田真澄君） ユマニチュード、ちょっと今御覧になっていただいたんですけども、フランス発祥で、相手に、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法です。福岡市は、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの一環として、ユマニチュードの普及促進を行っております。市は家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施し、その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が確認されたことから、ユマニチュードの市民講座などを本格的に行っております。また今では福祉局の中にユマニチュード推進部を設置し取り組んでおります。取手市でも認知症対策として、ユマニチュードを取り入れて市民講座などを提案いたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えさせていただきます。今動画で御紹介いただきましたこのユマニチュード、私も今回、久保田議員のほうから一般質問でいただきまして改めてこれを知りまして、動画や記事等で勉強させていただきました。こういった導入事例などを詳しく調べてみますと、入所施設や病院といった介護の現場では、このユマニチュードを職員の研修などで導入しケアの向上を図っている事例があること、またテレビの報道番組や情報番組でもその内容が取り上げられてきたことを確認することができました。先ほど秋山課長のほうから答弁させていただきましたとおり、認知症の高齢者が増えていきますと、施設で、また御家庭で、介護者が、認知機能が低下した高齢者をケアするケースは増えていくと考えられます。認知機能が低下しますと、その日の御本人の状況によってはケアを受け入れてもらえず、時には厳しく拒絶されることもあります。このユマニチュードのような技法が広まり、様々な場面でケアを受ける側の尊厳が保たれ、ケアをする人と受ける人のよい関係が築かれるとすれば、すばらしいことだと考えております。認知症施策としては、現在、全国的に認知症サポーター養成講座が実施されております。当市でも先ほど答弁させていただきましたとおり、市の認知症施策の大きな柱として取り組んでおります。この認知症サポーター養成講座が認知症に関する正しい理解と知識を深めることを目的としていることに対しまして、このユマニチュードは認知症の人とスムーズなコミュニケーションを図るための技法、こちらを広めることを目的としていると捉えております。今後の介護現場や——当市としましても、今後の介護現場や自治体での広まりを注視していこうと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ぜひ、今後増え続けると思われます認知症の高齢者の方が、こ

の住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ぜひこのユマニチュード、また取り入れていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

最後に、ラーケーション制度についてお聞きします。ラーケーション制度については、令和6年第1回定例会で一般質問をし、実施する旨は確認いたしました。現在の状況についてをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。ラーケーションとは学習「ラーニング」と休暇「バケーション」を組み合わせた造語で、平日に家族や保護者と体験的・探求的な活動を通して学ぶことを目的とした制度でございます。これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら主体的に課題を発見し解決していくことのできる、そういった力が求められています。こうした力を身につけるためには、学校だけでなく、子どもたちが家庭や地域において体験的・探求的な活動を通して学んでいくことがとても大切だと考えています。また、保護者や家族の休みの日に充実した時間を過ごせる環境をつくることは、子どもたちが自己の在り方や生き方を家の人とゆっくりと話をする時間を生み出せるだけでなく、保護者自身のワーク・ライフ・バランスの改善にもつながると考えています。まだ始まったばかりの制度ですが、既に多くの家庭で活用されており、今後ますます効果が期待できるところです。申請件数等については担当部長から答弁させます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、久保田議員の御質問に教育長の補足答弁をさせていただきます。このラーケーション制度は令和5年9月から愛知県内で導入されまして、茨城県では令和6年4月から県立高等学校や県立中学校などにおいて開始されました。取手市におきましても、さきの3月の定例会で久保田議員から一般質問をいただき、その後、教育委員会内で十分な協議をした上で、令和6年5月30日に全保護者と児童生徒に周知をし、6月10日より運用を開始したところでございます。申請件数につきましては、運用開始の6月10日から11月15日現在で小学校14校で873件、中学校6校で170件となっております。児童生徒に対する取得延べ件数の割合ですが、小学校では20.8%、中学校では7.9%となっております。学校ごと学年ごとによる取得数は、中学校3年生はやはりやや少ない傾向にありますが、ほかはほとんど差異がないような状況でございます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） やはり小学校のほうが取得された率というのは高いと、今高かったと思います。そして利用した生徒さん、また保護者の方からはどのような声が届いていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。ラーケーションを利用した児童生徒の声としましては、「文化、自然、歴史探訪など、その地域でしかできない体験をすることができた」「休日は混雑する博物館をじっくりと見るすることができた」「遠方に住む家族に会え家族の絆を深められた」「兄弟のスポーツ大会の応援に家族で行けてうれしかった」といった声が聴かれております。また、母の働いている姿を見たり、父の職場で仕事の体験をしたりする機会を得た生徒もいたようです。このラーケーションの活用に当たり児童生徒からの報告書等は求めておりませんが、学んだことを自らレポートにまとめて提出した児童もいたと聞いております。一方、保護者からは、「家族との触れ合いの時間が確保できた」「親子のコミュニケーションを図るきっかけとなった」との声が多く聴かれました。休日に休みを取れない保護者からは、「ふだんは家族そろって出かけることが難しいので、平日に出かけられるのはありがたい」「平日に学校を休ませて出かけることに抵抗があったが、気兼ねなく連れていくことができた」との声が上がっています。また、県内施設のアクアワールド大洗では、親子とも入場料が半額になるラーケーション特割という制度などもあり、そういった制度を活用して見に行った親子も見られております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今はラーケーションを活用した方からの生徒さん、保護者からの声なんですけれども、逆にこのラーケーション制度に対しての——何というのかな、意見みたいな、そういうのは別に届いてないですかね。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。これは、課題ということでもよろしいでしょうか。

○9番（久保田真澄君） はい。

○指導課長（丸山信彦君） 課題ということについては、まず児童生徒にとっては、学校外だからこそできる体験が得られることが——申し訳ございません。課題につきましては、1つ目は、児童生徒の学習がその日の分遅れる可能性がある、こういったことが挙げられています。ただしこれにつきましては、補充の内容によっては教員の負担が増えてしまうということもありますが、その日に学習したプリントを配付したり、黒板の内容の画像を配信したり、タブレット端末でドリル学習を促したりするなど、様々なコンテンツなどを活用することで対応しているところです。

2つ目は、ラーケーションが学校行事の時期に重なってしまう場合があるということが挙げられています。学校行事の軽視につながらないように、事前に連絡に努め、日程を調整いただくよう改めてお願いしていく必要があると考えております。

3つ目は、平日に行われる兄弟の学校行事や部活動の大会を見に行くために活用する場合です。この取組、とてもいいものかと思うんですが、多くの子どもが同時に取得することによって、授業の進行や行事の運営が妨げられること、こういった懸念がされます。現在のところそういったことはないのですが、今後、ラーケーションが集中することによっ

て、その学校の教育活動に影響することが考えられるという程度のものですが、一応そう
いったことを課題として捉えております。これにつきましては、今後、小中学校間で連携
を図っていく必要があると考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） すみません、先に今課題をお聞きしたんで、効果という意味で
はどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。効果についてですけれども、児
童生徒にとっては、学校外だからこそできる体験が得られるということが最も大きいと言
えます。学校外の体験で得られた学びや気づきを、学校の授業においても生かすことも期
待できると考えます。また保護者にとっては、家族のスケジュールが合うタイミングで学
校を休ませることができるため、保護者や家族とのコミュニケーションがより充実するこ
とも大きな効果だと言えます。まだ始まって間もない制度ですので、すぐにその効果を定
量的に示すことというのはちょっと難しい状況ですけれども、このラーケーションを活用
した子どもの行動の変化や、キャリア意識の変化などを継続して見ていくことが必要だと
考えております。このラーケーションは子どもたちの探求心を高めたり、知識の幅を広げ
たりすると同時に、家族の絆を深める貴重な機会となっております。今後も改善点を探り
ながら、学校と教育委員会で連携して、より効果的な運用を目指していきたいと考えてい
るところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 御答弁ありがとうございました。愛知県・茨城県に続いて、山
口県でも導入されるということをちょっと目にしました。このラーケーションは、地域に
出かけたり人と触れ合う体験というのは、やはり生きる力となる大切な学びの場だと思
います。また家族との絆を深める貴重な機会でもあります。これからもこの子どもたちの心
を育む意味でも、ラーケーション制度のこれからも推進をよろしくお願いいたします。以
上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で久保田真澄さんの質問を終わります。

続いて、海東一弘君。

〔7番 海東一弘君登壇〕

○7番（海東一弘君） 創和会の海東でございます。よろしくお申し上げます。防犯
対策の推進につきまして、お尋ねいたします。昨日、山野井議員が防犯対策につきまして
の御質問をされていらっしゃいました。大変勉強になったところでございます。私もこの
後、防犯対策につきまして質問をさせていただきつつ、様々なことを御教示、御指導を賜
りまして今後につなげてまいりたいと考えております。本市の防犯対策につきましてホー
ムページのほうを見る限りでも、様々な取組などがなされていると感じております。市の
ホームページでは、防犯は「鍵かけ、声かけ、心がけ」とうたわれていまして、「防犯に
対する意識をさらに高めて、犯罪のない安全・安心な取手市を目指しましょう」とされて
います。近年では犯罪事案の凶悪化・低年齢化、安易な考えで罪を犯してしまったり、手

口が巧妙になっているなど、そのようなことが報道等でも言われています。先月、地元地域の有志十数人で警察機関より頂いてきました啓発のリーフレット、500枚ほどでありますけれども、手分けをしまして、一部の地域ではありましたけれども、ポスティングや訪問での手渡し、声かけなどを行いました。昨年も同じ時期に実施しましたが、今年は少し様相も変化していたと感じています。

相変わらず詐欺まがいの電話や業者を装った訪問などもあるということでしたが、あるAさんという方のお宅に伺ったところ、私たちが訪問する2週間くらい前に、業者さんのような人がうちに来たということでした。そこで、そのAさんのお話では、業者ふうの人がうちに来て、「今度お近くのBさんのおうちでリフォームをしますので御挨拶に来ました」ということで、うちのことなどいろいろ聞かれたというものでした。さらにそのAさんのお話では、少し前にそのお話に出てきたBさんがうちに来て、「Aさんのおうちでリフォームをするといって業者のような人が来たけれど、Aさんのおうちでリフォームするの」というふうにBさんに聞かれたということでした。Bさんも、自宅のことなどその業者ふうの人からいろいろ聞かれたともお話されておりました。AさんもBさんもリフォームなど全くないお話でありましたけれども、そのような思いも寄らないようなことを持ち出していろいろなことを聞き出しているように、空き巣の下見のようなどころではないかと推察するところでもあります。昨年はこのようなお話は聞かれませんでしたので、手を変え品を変え、やり方を変えて、犯罪が身近に迫っていると感じるところでございませう。住民の方からは、「やはり怖い」とか「気持ちが悪い」などお話を伺っているところでもございませう。様々な取組・対策などを練りまして、多種多様な犯罪等に向けまして、さらなる防犯対策を進めていかなくてはならないと考えるところではございませう。

地域内でも、自分たちの町は自分たちで守るといふ、強い意識を持っている方は多くおられます。様々な機関等との連携や情報共有などを図りつつ、指導・支援をいただきながら地域のほうでも活動を進めたいと考えますが、できることにも限界があると感じております。まずは行政機関主導で防犯対策を推進していただきまして、そのような下で地域のほうでも活動などを進めていきたいと考えております。本市の総合計画にも、快適で安心できるまちづくりという基本方針の下に、安全安心なまちづくりのため、様々な主体と連携し、犯罪を未然に防ぐ防犯力を維持強化しますと掲げられています。防犯に向けられました施策や事業、取組等を進めていく中で、その根底にあります本市の考え方というものとはどのようなところにあるのか。また、現在実施しておられます防犯施策等につきましても具体的なことはどのようなものか。1つ目の質問でございませう。本市の防犯施策や事業取組などや、それらへ向けられました市の理念、考え方などにつきましてもお尋ねします。よろしくお願ひ申し上げます。

〔7番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、海東議員の質問に答弁をいたします。市では安心

で安全なまちづくりを図るため、平成13年に取手市安心で安全なまちづくり条例を制定いたしました。そして、とりで未来創造プラン2024の重点施策であります、先ほど御紹介いただきましたが、安全安心な生活が送れるまちづくりとして、防犯ステーションの環境整備あるいはパトロール等の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種の施策を実施しているというようなところでございます。具体的な施策といたしましては、防犯カメラの設置をはじめ、地域の見守りの目を増やし、取手市内の治安向上と犯罪の未然防止につなげることを目的としました、ドライブレコーダー見守り事業、市内2か所の防犯ステーションを拠点といたしました、地域の防犯ボランティアの方々と連携しました児童生徒の見守り活動、また、青色防犯パトロール車によります市内のパトロール活動などを実施しているところでございます。また、防犯連絡員と連携した各種啓発活動や、地域における犯罪を未然に防止するため自主的に防犯活動を行う団体に対して、物品購入の補助金交付などを積極的に行っているようなところでございます。引き続き、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 詳細な御説明をいただきました。ありがとうございました。多岐にわたりまして、様々な取組などがなされていると感じたところでございます。犯罪など、何もないことにこしたことはないと思います。何事もない平和で安全安心な毎日を暮らせることが、いかにありがたいことなのか、昨今はそれが非常に難しいと感じております。このような時代だからこそ、身近な人たちと手を取り合って、連携などがとても大切と考えます。ただいまの御答弁に、連携というお話をされていらっしゃったと思います。施策や事業・取組などを進めていく中で、連携や情報共有などは重要と考えます。切替えをお願いします。

〔7番 海東一弘君資料を示す〕

○7番（海東一弘君） こちらは「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」ということで、こちらは中央省庁より示されているものでございます。その冒頭に「まちづくりの基本的な考え方」とありまして、その中に「重要な視点」というものがありまして、その一番——3点示されているんですけども、その中でも最初に示されていますのは「連携」というものであります。「関係者の連携」ということで、「防犯まちづくりは、住民、地方公共団体、教育委員会・学校、警察などの様々な関係者の連携が大切です」とされています。このようにモニターに映し出すまでもないと思っておりますけれども、防犯対策を考える中で連携というものは本当に重要なものだと思改めて感じまして、このように映し出させていただきました。

2つ目の質問でございます。他機関等との連携と犯罪等の状況把握につきまして、また機関や団体など連携を取られているとは思いますが、そのような中で様々な情報等が入ってくるのではないかと思います。また、市民の方からも、犯罪や犯罪を疑わせるような内容、防犯等の御相談なども市のほうに入ってくるのではないかと思います。市内の犯罪等

の発生状況の把握や犯罪情報の収集は、実際にはどのようにされて情報等を得られているのか、また市民の皆様の相談など地域との連携はあるのか。現在の状況というのとはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市といたしましては、第一に、警察との連携を密にして犯罪情報等に関する情報共有を図っております。茨城県警察からは、強盗事件をはじめ住宅侵入窃盗・自動車盗・偽電話詐欺等、県内の犯罪情勢に応じて発生状況について情報提供を受けており、必要な防犯対策をホームページ等に掲載するなど、注意喚起を行っているところでございます。また、市に市民の方から寄せられました不審者情報があれば、取手警察署に情報提供を行い、パトロール強化の依頼をするなど、地域の実態に即した犯罪情報等の共有を図っているところでございます。昨日、山野井議員での一般質問におきましても答弁いたしましたが、先日も市民の方から通報を受けた不審者情報に関しまして、取手警察署に情報提供をいたしましたところ、警察において不審者を発見して職務質問を実施していただきました。また、先日発生いたしました市被害のグレーチング盗難事件の際にも、取手警察署と情報共有を図り、緊急の夜間パトロールを実施していただくなど緊密な連携を図っているところでございます。その他、取手警察署と取手地区防犯協会が委嘱している防犯連絡員と連携した、街頭やイベント会場等における啓発品を配布する防犯キャンペーンなども実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。しっかりとした連携が図られていると思えました。地域のほうでも様々な主体との積極的な連携を図ってまいりたいと思っております。連携を密にすればするほど防犯力も強くなると考えます。地域の内部におきましても、住民同士のこまめな情報共有なども連携など図ってまいりたいと、そのように感じたところでございます。

次の質問に移らせていただきます。犯罪等を想定した訓練などの実施状況につきましてお尋ねしたいと思います。地域などに向けられまして、防犯につながるような訓練のようなことは行われているのでしょうか。また、市のほうで何か把握されている訓練等がありますでしょうか。今後の参考にできたらと考えておりまして、御教示いただけたらと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。取手市におきましては、地域における犯罪等を想定した訓練等の実施はしておりませんが、昨今、不審者が職員に危害を加える事案が発生している現状を踏まえ、取手警察署署員を講師としてお招きし、市職員を対象に、不審者が来庁したことを想定した不審者対応訓練を人事課と連携して実施しているところでございます。訓練におきましては、さすまたの使用法、事務室にある物品を使用した自衛方法、来客者の避難誘導、警察への通報等、一連の対応を実践形式で行うことで、平素からの来客対応時における危機意識の醸成を図ることができました。また取手警察署におきましては、小中学校における不審者対応訓練、金融機関・コンビニエンスストアに

おける強盗対応訓練等を実施しているほか、町内会や自治会に対して各種防犯対策に関する講話を実施していると伺っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。住民の方へは、電話がかかってきても留守番電話にしておいていただいたりですとか、直接出ないような対策をお願いしたり、声かけを行っているのでありますけれども、国や県、市の職員などを名のって装ってくるような電話や自宅への訪問者には、疑いの意識が弱くなってしまっ出てしまうということでありました。住民の方からの御意見もあるんですけれども、とっさのことですと、どうして——どう対応してよいか分からずに、聞かれたことをそのまま話してしまうというものでもありました。そのようなことを前提に、事前に訓練や練習などを行いますと安全安心につながるものと考えております。警察機関からも御教示いただこうと思っておりますけれども、先ほどのお話では、市の庁舎内でも想定された訓練をされているということでしたので、そのときの様子など、何かの機会に御教示いただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。防犯対策に向けられました指導・支援についてですが、本市ではどのように取り組まれているのか。例えばですけれども、指導面では防犯啓発などのチラシを配布するなど、市のほうから地域などに要請やお願い事、そのような積極的関与などがあるのか、支援面では何か実施されているものがあるのか。活動などを進める上でとても大切になると考えますけれども、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯対策への指導という点につきましては、先ほども答弁いたしましたように、防犯連絡員と協働した啓発活動を実施しております。内容につきましては、各支部の防犯連絡員により行っている地域の見守り活動、街頭イベント会場・スーパー等への施設において来客者等に対し啓発品を配布しながら防犯に関する声かけを行う防犯キャンペーンのほか、平素から、ながら見守りを実施していただくなど、地域における防犯意識の醸成を図っておるところでございます。また、支援に関しましては、現在、自主防犯組織への補助金として、組織結成時に必要な反射ベスト、腕章、誘導棒などの経費に関しまして、1団体につき5万円を上限として補助を行っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。十分に対応していただけていると、そのように感じたところでございます。ただいまのお話にありました啓発品の配布であったりですとか、キャンペーンでの声かけなど大変有効的であると考えます。支援面につきましても、組織結成時の補助金も支出いただいているということでありました。このような活動補助がありますと、さらなる活動向上につながると、そのように感じたところでございます。引き続きまして、指導・支援などにつきましても様々な御検討をされていらっしゃると思っておりますけれども、さらなる推進の御検討のほうもお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。防犯対策のキーとなる中核人材の育成ということで、地域や団体等の中で防犯対策の専門・専従人材の育成や配置ということでは、本市はどのように考えておられ、遂行されているのかということでございます。また、例えばですけれども、研修などを通してそれを受講しますと、防犯マスター資格や防犯研修受講者のようなもの、個人への資格の付与、人材の任命など、市のほうでそのようなものがありましたでしょうか。私が調べた限りではなかったと思いますけれども、本市独自の制度創設など、今後将来に向けまして有効的ではないかと考えます。市のほうのお考えなどはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。地域における防犯活動は、自主防犯組織・自治会・スクールガード等、様々な団体が行っていただいているところでございますが、市といたしましては、取手地区防犯協会長と取手警察署署長名連名で委嘱しております防犯連絡員が、防犯の中核人材を担っていると考えております。防犯連絡員につきましては、犯罪のない明るいまちづくりを目指し、地域の実態に応じて、子どもたちの見守りをはじめ、防犯キャンペーン等、各種防犯活動を推進していただいているところでございます。地域に精通している防犯連絡員を通じて、各地区の防犯活動の活性化、防犯意識の醸成を図るために、市では、昨今の首都圏における連続強盗事件の発生を踏まえ、防犯連絡員の各支部長に対し、防犯対策等に関するチラシ等を配布し、地域の会合等を通じて広く啓発していただけるよう依頼をさせていただいたところでもございます。一方、防犯連絡員の高齢化が進んでいるところでもあり、次世代の防犯活動を担う人材をいかに確保するかが課題となっているところでもございます。そのような現状からも、議員から御提案いただきました防犯に関する研修会の開催や、防犯に関する資格の付与などといった取組と合わせ、課題をどういった形で解決していくか、各自治体の事例等を参考に調査研究させていただければと思っております。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ぜひとも調査研究などをお願いしたいと思います。ただいまのお話で防犯連絡員のほうのお話をいただいたところではありますけれども、やはり高齢化というところで今お話をいただきました。防犯連絡員のほうの人材確保、こちらのほうも地域のほうで進めてはいるんですけども、難しいところであります。先ほど申し上げました個人への資格付与であったりですとか、こういった資格を自分は持ったので防犯意識をさらに高めようとか、そういうところの意識改革といいますか、そういったところにつながっていくと考えます。ぜひとも、ほかの自治体・先進事例などの調査研究などを進めていただきまして、取組のほうを進めていただきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

最後の質問をさせていただきます。防犯対策のDX化につきましてお尋ねしたいと思います。私は、まずは人材の育成が優先と考えますけれども、少子高齢社会という社会背景やデジタル技術などの発展という社会の状況を考えますと、それらを駆使した防犯DX化の推進は、これからの防犯対策のための喫緊の課題ではないかと考えます。将来を見据え

まして、本市におきましても、様々な御検討、勘案などをされておられることと思いますが、ほかの自治体のほうでも、民間企業や大学、専門機関等との共同事業や連携などをされまして様々な取組などが進められています。切替えをお願いします。

〔7番 海東一弘君資料を示す〕

○7番（海東一弘君） こちらは少し前になりますけれども、防犯まちづくり取組事例集ということで、国土交通省のほうから出されているものであります。まちづくりというところでありますので、所管は国土交通省になっているんだと思うんですけれども、その中に防犯についての取組などをされている様々なICT技術、また機器などを取り入れまして自治体の防犯活動のほうをされているという事例がございます。こちら、兵庫県加古川市の事例でございます。こちらは以前にほかの議員の方が御紹介をされていらっしやいまして、改めまして提示をさせていただきたいと思っております。こちら加古川市のほうでは、複数の民間企業——事業者と協働しまして、御年配の方や子どもたちの見守りサービスを防犯まちづくりに活用しているという事例でございます。取組の内容を見ていきますと、ビーコンタグを持ちました高齢者や子どもたちなど、見守りの対象者が設置されていますビーコンタグ検知器の付近を通りますと、その情報を取得しまして、対象者の位置情報履歴を保護者などに知らせるといったものであります。このビーコンタグの検知器——こちらでありますけれども、見守りカメラに内蔵する形で——カメラのほうですけれども、平成29年度に通学路や学校周辺に900台、平成30年度に公園や駐輪場周辺・主要道路に——主要道路交差点に150台、令和4年度に、犯罪や交通事故の未然防止のためAIを搭載した高度見守りカメラを150台、令和5年度にも、交差点において歩行者等の巻き込み事故の未然防止のための高度見守りカメラを設置されているということでありました。このようなカメラを市内に張り巡らせるように設置されていまして、犯罪の抑止・防犯に大きく寄与されているというものであります。

さらにこちら、富山市のほうでもIoT技術を活用しました事例でございます。各種センサーからの情報を集約するネットワーク網が構築されていまして、市自らがプラットフォームになりまして、得られた情報を管理するという富山市センサーネットワークを構築されまして、その一環で子どもを見守る地域連携事業が展開されています。具体的には、GPSセンサーを児童などが携帯しまして、移動経路の収集や児童の登下校路の実態把握を行いまして見える化させることによりまして、重点パトロール箇所の把握や交通安全指導の最適化など、最小限の人数で大きな効果が期待できるというものであると思っております。こちらには示されてはいませんが、ただやみくもにパトロールするのではなく、本当に必要なところを限られた人材で行えるといいですか、犯罪を未然に防ぐことができるのではないかと思います。

ただいま申し上げました内容以外にも、近年では町の中にあります街路灯に防犯用のカメラが内蔵されていましてデータを取得するなど、さらにスピーカーやディスプレイを搭載され町なかを歩き交う人たちへ情報提供や注意喚起してくれるという、また、おしゃれでスタイリッシュなデザインが施されました、町の好感の美化にもつながるような街路灯を設置している地域もあります。どんなに頑張りますとも人の力では限界があると思いま

す。様々な機器等を駆使しまして、防犯のDX化に向けられました本市のお考えなどをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。犯罪のない安心で安全な住みよい地域社会の実現には、地域ぐるみで防犯に取り組む必要があると考えております。しかしながら、先ほど御答弁させていただきましたように、各地域においても、子どもたちの見守りやパトロールなどの防犯活動を行っていただいておりますボランティアの方々の高齢化や担い手不足といった課題がございます。AIやデジタル技術を活用した防犯DXの導入は、地域全体の防犯力を高めるだけではなく、担い手不足の解決策にもつながり、地域の安全と利便性を向上させる取組にもつながるものと考えております。市におきましても、既存の防犯対策を有効的に実施、継続していくとともに、防犯DXにおける各種施策を導入している先進自治体の活用方法など、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） すみません、ただいまの答弁に少し補足をさせていただきたいと思っております。この一般質問を通しまして議員のほうからは、連携が大切だということも御提言をいただいております。防犯対策には、このDX化だけではやはり補えない部分も多々あると思っております。コミュニティー活動も非常に重要だということで考えてございますので、DXの調査研究を進めるとともに、現在行っております各種団体との連携も大切にしながら、こちらを推進しながら、さらに安心で安全なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします申し上げます。この町は犯罪など狙いやすいと甘く見られないように、犯罪のようなものに負けないといえますか——勝ち負けの問題ではありませんけれども、地域のほうでも活動などを進めてまいりたいと思っておりますので、一層の防犯対策の推進をお願い申し上げます。以上で終わりにさせていただきたいと思っております。御答弁・御説明ありがとうございました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、海東一弘君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 53 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続いて、入江洋一君。

[21 番 入江洋一君登壇]

○21 番（入江洋一君） 皆さん、こんにちは。午後の昼食後のすがすがしいひとときをお借りいたしまして午後一番の登壇となりました。みらい・維新・国民の会の入江洋一です。午前中入ってれば5分ぐらいで終わらそうかなと思っていたんですが……

〔「待ってました」と呼ぶ者あり〕

○21 番（入江洋一君） （続）午後になりましたので、ゆっくりと一般質問をさせていただきます。

今回私は、取手市の顔となる——今、取手市の顔といえば、ソフト面で中村市長だと思えます。今回はハード面の——ハード面は入江ですけど……

〔笑う者あり〕

○21 番（入江洋一君） （続）ハード面の顔となる取手駅西口再開発事業について質問させていただきます。通告に従って3項目について質問させていただきます。

まず1点目の質問としましては、10月に行われた住民説明会と公聴会について、質問いたします。A街区再開発事業につきましては、現在、都市計画決定に向けた手続を進めていることと思います。都市計画決定手続の一環として都市計画の原案の説明会を開催したということですが、開催日時や場所、参加人数などについてはどのような状況だったのかを質問いたします。

〔21 番 入江洋一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。A街区再開発事業の都市計画決定の手続の一環といたしましては、都市計画法第16条第1項に基づき、都市計画原案に関する説明会を計4回開催をいたしました。開催場所につきましては、市街地再開発事業が都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業であることから、立地適正化計画におきまして、都市機能誘導区域に指定されている地区で行うことが再開発事業の趣旨、目的に合致するとの考えにより、取手駅周辺地区、藤代駅周辺地区、戸頭駅周辺地区の3地区で行うことといたしました。こうした理由により、取手駅周辺地区で2回、藤代駅周辺地区で1回、戸頭駅周辺地区で1回開催し、曜日・時間につきましては、多様な属性の市民の皆さんが参加可能となるよう、休日の午前2回と午後、平日の夜間に設定をいたしました。具体的には、1回目は10月12日の土曜日の午前10時から福祉会館小ホールで開催し、30名の方に御参加をいただき、2回目は同日10月12日の土曜日の午後2時から藤代庁舎大会議室で開催し、17名の方に御参加をいただいております。3回目は10月14日月曜日、祝日の午前10時から戸頭小学校体育館で開催し、28名の方に参加をいただき、4回目は平日の10月15日の火曜日の午後7時から取手ウェルネスプラザ多目的ホールにおいて開催をいたしまして、28名の方に御参加をいただいております。4回の合計で103名の方に御参加をいただきまして、A街区の再開発事業に関して市民の皆さんが高い関心をお持ちであると認識したところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 答弁ありがとうございました。4回の説明会で合計で103名の方々が参加したということで、A街区の再開発事業に市民の皆さんが大変大きな関心を持

っていることが分かりました。それでは、説明会におきましてはどのような御意見や質問が出されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。説明会におきましては、市から都市計画の原案の内容や再開発事業の概要などについて説明を行った後、質疑応答を行いました。質疑応答におきましては、様々な御意見や御質問が出されましたが、都市計画の原案の内容自体に関する御意見や御質問は非常に少ないという状況でございました。他方で、御意見や御質問の内容が多かったのは、再開発事業自体の事業計画に関することや、市が整備予定の複合公共施設に関することなどでした。例えば、再開発事業自体の事業計画に関することとしましては、「商業テナントは決まっているのか」「マンション以外の活用方法はないのか」「駐車場はどうするのか」「再開発事業に対する補助金はどのようなもので金額はどのくらいか」「再開発事業によって既存商業施設に及ぼす影響はどう想定しているのか」といったような御質問がございました。また、複合公共施設に関する質問としましては、「駅前に図書館を整備してにぎわいは生まれるのか」「既存ビルを活用して図書館を整備することは考えていないのか」「現在の取手図書館をリノベーションしてはどうか」など、ある意味厳しい御質問もいただきましたが、他方で、「駅前の再開発事業によって早くにぎわいを生み出してほしい」「この事業が取手市の発展になると思う」といった御意見もいただいたところであり、市民の皆さんの御期待も大きいと感じたところでございます。ほかにも再開発事業に関連することとして、土地区画整理事業で整備した駅前交通広場の一般車乗降場に関する御質問や、ペDESTリアンデッキの延伸整備時期などに関する御質問などもございました。説明会において出された御意見・御質問に対しましては、駅前に複合公共施設を整備することによって、駅前の活性化やにぎわい創出が期待できること、魅力ある空間を備えた施設とするためには設計段階から考慮する必要があることから新設ビルへの整備が望ましいこと、駐車場に関しては施設内だけではなく近隣の駐車場と連携していくことなど、全ての御意見・御質問に対して、市の考えを真摯かつ丁寧に御説明をさせていただきました。御意見・御質問の中には、特に複合公共施設の整備方針に関して厳しい内容のものもいただきましたが、公共施設に関しましては、今後の基本計画の策定プロセスにおいて市民アンケートや住民説明会、ワークショップなどの実施を検討しており、こうしたプロセスを丁寧に行うことにより、市民の皆さんの御理解を幅広く得られるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。説明会につきましては、よく分かりました。複合公共施設については厳しい意見や質問も出されたとのことですが、今後、丁寧に市民の皆さんに対して説明を行い、また市民の皆さんの御意見を聴く機会を設けるなどして、市民の御理解を得ていくよう努めていただきたいと思います。以上です。

次に、説明会とは別に都市計画の原案に関する公聴会も開催したとのことですが、公聴会につきましてはどのような意見が出されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** それでは、お答えさせていただきます。説明会とは別に、都市計画法第16条第1項に基づいて、都市計画原案に関する公聴会を開催いたしました。公聴会は10月31日木曜日の午後7時から分庁舎会議室で開催をいたしました。公聴会は取手市都市計画公聴会規則にのっとり実施することとなるため、公聴会で意見を陳述するためには事前に口述申出書を提出いただく必要がありますが、5名の方から公述の申出があり、その5名の方全員が意見の陳述を行いました。公聴会におきましては1人10分以内で意見を述べていただきましたが、公聴会におきましても、都市計画原案の内容自体に関する御意見というよりは、複合公共施設に関する御意見や土地区画整理事業で整備した駅前交通広場に関する意見などが中心でありました。主な御意見としましては、「市は再開発事業推進に当たって情報公開と説明責任を果たすべきである」「駐車場の台数が不足するのではないか」「駅前の渋滞がひどくなるのではないか」「複合公共施設の整備に関しては、情報公開と市民の合意形成が必要である」「市民にとって再開発ビルを造るメリットは何か」「タワーマンションは、将来廃墟になるため造るべきではない」といった御意見などがございました。公聴会におきましては、出された御意見に対して、市はその場で回答はしないため、市としましては、公聴会の場では回答しておりませんが、特に再開発事業の推進及び複合公共施設の整備検討プロセスにおきましては、しっかりと情報公開を行い、慎重かつ丁寧に説明を行いながら進めてきたと考えておりますので、こうした点は御意見に対する市の見解としてまとめた上で、現在市のホームページに掲載をさせていただいております。また、他の御意見に対しましても、市の見解をしっかりとまとめた上で、ホームページに掲載をさせていただいております。説明会と公聴会という異なる方法による市民意見を聴取する複数の機会を設けたことで、より多くの市民の皆さんの御意見を聴くことができたと考えております。説明会・公聴会を通して感じたことは、市民の皆さんが強く関心を持っていることは、都市計画の内容自体というよりは、再開発事業の計画内容や図書館機能を中心とした複合公共施設についてであると強く認識したところでございます。説明会におきましては厳しい御意見もいただいた一方で、「再開発事業がにぎわいにつながる」「公共施設の整備で駅前が活性化すればよい」といった、事業に期待しているという視点からの御意見もいただいたところでございます。公聴会におきましては説明会以上に厳しい御意見もいただいたと感じておりますが、再開発事業自体につきましても複合公共施設整備につきましても、丁寧に説明を尽くして市民の皆さんの幅広い御理解を得られるよう尽力してまいりたいと考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 入江洋一君。

○**21番（入江洋一君）** ありがとうございます。公聴会においても厳しい御意見が出されたとのことですが、執行部におかれましては丁寧に説明を行い、市民の皆さんの御理解を広く得られるよう努めていただきたいと思います。これまでの答弁を聞いておりますと、説明会も公聴会も都市計画原案についての趣旨とは違う質問や意見が多かったようで、もうちょっと的に合った質問や意見であればよかったですね。大変お疲れさまでした。いずれにしても、丁寧に説明をしていただき本当にお疲れさまでした。しかしながら、市民の皆さんが強く関心を持っているのは、都市計画の内容というよりは、再開発事業の計画内

容や複合公共施設の整備に関するということでした。私も市民の皆さんは、都市計画の内容というよりは、再開発事業によって何ができるのかといったことや、複合公共施設がどのようなものとなるのかといった点に強い関心を持っていると思います。こうした観点から、続きまして、2点目の質問といたしまして複合公共施設の検討状況と今後の予定について伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。図書館機能を中心とした複合公共施設を整備していくことにつきましては、現在、基本構想の案を作成しているところでございます。具体的な進捗状況といたしましては、庁内横断的な検討機関である取手駅周辺再生本部を11月15日に開催をいたしまして、関係課長レベルで構成される庁内会議で検討した基本構想の素案の内容を検討・議論し、基本構想の案として決定したところでございます。この後、基本構想の案につきまして市民意見を幅広く聴取するため、12月1日からパブリックコメントを実施しているところであり、パブリックコメントは年末年始を挟むことから来年の1月10日まで行います。パブリックコメント実施後にはパブリックコメントの結果を踏まえた基本構想案の内容を検討するため、再度、取手駅周辺再生本部を開催し、最終的な基本構想案を検討・議論した後に、市長決裁により基本構想として正式に決定し、公表をさせていただきます。基本構想の公表時期は、来年の3月頃を想定しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。今は基本構想の案についてパブリックコメントを開始した段階であるということと理解しました。複合公共施設の整備検討に関しては、スケジュールどおりに順調に進んでいると感じております。それでは、複合公共施設につきまして、パブリックコメントを経て基本構想を策定・公表した後は、どのような流れになるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。来年3月に予定しております基本構想の策定・公表後につきましては、来年度に入ってからになりますが、基本構想の次のステップである、より具体的な諸室の配置・面積・動線・管理運営方法などについて検討していく基本計画の策定作業に着手する予定でおります。基本計画の策定プロセスにおきましては、市民の皆さんの意見をより一層幅広く聴取し、計画内容に反映させていくため、市民アンケートに加えて住民説明会やワークショップなどの実施を検討しており、より多様な複数の手法で市民意見を丁寧に聴取していきたいと考えております。また図書館ボランティアの方など、実際に現在の取手図書館の運営に関わっていただいている皆さんの御意見を幅広く聴き、意見交換をしていくことも検討しております。基本計画の策定後は再開発事業全体の進捗状況と整合性を図りながら、内装部分の建築設計作業を行い内装工事に入っていくという流れになります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。複合公共施設の検討状況と今後の予定

につきましては、よく分かりました。最後に、多少視点は変わりますが、3点目の質問としまして、冒頭でも申し上げたように、ハード整備と併せたソフト事業の展開について伺います。

○議長（岩澤 信君） どうぞ続けてください。

○21番（入江洋一君） 私は、町の活性化のためにはハード整備だけでは十分だとは思えず、ソフト事業も併せて進めていくことが大変重要だと考えております。箱物を造るだけではなく、どう町を運営していくのかといった視点も重要だと思います。このような点につきましては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。取手駅周辺の活性化やにぎわい創出を実現するためには、A街区の再開発ビルだけではなく、西口の既存の商業施設などを含めたエリア全体の魅力向上が必要不可欠であるとの認識は、市と地権者の皆さんとで一致しているところでございます。駅周辺エリア全体が活性化し来街者数が増加すれば、既存の商業施設にも様々なプラス効果が波及することが期待可能であると考えております。このため、A街区における再開発の実施は、既存の商業施設と競合する関係ではなく共存共栄を図り、駅周辺地区の商業活性化につなげていくような良好な関係であるべきであると考えております。こうした観点からは、既存の商業施設につきましては、駅周辺エリアの活性化やにぎわい創出のために、A街区の地権者や市などとともに御協力いただく役割を期待しているところであり、今後は、こうした多様な主体の協働によって、駅周辺エリアの活性化を推進していく仕組みづくりを検討していきたいと考えております。そのための手法につきましては、いわゆるエリアマネジメント的な考え方に基づいたものになると考えているところですが、具体的にどのような主体が、どのような手法によって進めていくのかといった点は、今後において、様々な主体がお互いにアイデアを出し合い検討を進めていくことであると認識しており、これから各主体が知恵を絞っていく必要があると考えております。市におきましても、こうした検討プロセスの初期におきましては中心的な役割を担い、エリアマネジメントのきっかけづくりや仕組みづくりに積極的に関与していきたいと考えております。エリアマネジメントの効果として、駅前の商業などが活性化することにより、新規テナントや新規店舗の増加などにつながれば、市民の皆さんの生活利便性の向上などが図られ、また市民の皆さんがエリアマネジメントに参加することで、豊かな活動体験や充実した生活感を得られる効果も期待することが可能であることから、市としましては、今後のエリアマネジメントを推進していくことの大切さを強く認識しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。市がソフト事業として、エリアマネジメントを進めていきたいという考え方を持っていることについては理解いたしました。それでは、現時点におきまして、エリアマネジメントの推進に向けて、既に何か実施したことなどありますか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。既に実施したことはどうということかという御質問でございますが、エリアマネジメントに関する理解を深めていくという観点から、まず、駅北土地区画整理事業の地権者で構成される取手駅北地区まちづくり協議会という組織がございますけれども、その協議会の研修会を11月18日の月曜日にウェルネスプラザで行いまして、その際、外部の専門家をお呼びして、「まちづくりにおけるエリアマネジメントの有効性、3つの事例を通して」というタイトルで講演を行っていただいたところでした。講師は、エリアマネジメントの先進地であります千葉県鎌ヶ谷市のNPO法人KAOの会という団体の事務局長をしており、ほかにも愛知県名古屋市や神奈川県海老名市で、エリアマネジメント業務に尽力されている原 拓也さんという方で、様々な地区のまちづくり活動支援に熱心に携われた実績をお持ちであり、大変勉強になる話を聞かせていただき、講演後の活発な意見交換もなされたところでございます。この研修会には市の職員も――都市整備部の職員はもちろんのこと、庁内で関係するまちづくり振興部や政策推進部の職員も参加し、勉強させていただいたところでした。また、土地区画整理事業の地権者のみならず、商工会青年部や東口の商店会の関係者といった、今後エリアマネジメントの主体となり得る皆さんにも御参加いただき、非常に有意義な研修となりました。今回の研修を契機としまして、様々な分野の皆さんを巻き込みエリアマネジメントについて理解を深め、協働して様々な活動を行っていくことで、町の活性化を進めていきたいと考えております。市としましても、A街区で再開発事業を実施し、その中に複合公共施設を整備することだけで、駅前を活性化し、にぎわい創出を図るための施策として十分であるとは考えておりません。再開発事業の実施や複合公共施設整備などのハード事業に加えまして、エリアマネジメントなどのソフト事業を組み合わせ、町をつくることと町を運営することの相乗効果によって、地域の活性化につながるものであると認識をしているところでございます。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 入江洋一君。

○**21番（入江洋一君）** 御答弁ありがとうございます。ハード整備と併せてソフト事業として、今後エリアマネジメントを推進していくという市の方針を確認させていただきました。A街区の再開発事業の推進と再開発ビル内への複合公共施設の整備に加えまして、多様な主体によるエリアマネジメントを推進していくことで、より一層、駅前地区の活性化やにぎわい創出につながる効果が期待できると思います。執行部には、ぜひ様々な手法を工夫して組み合わせることによって駅前地区を活性化し、これによって市全体の活力向上や魅力度アップにつなげていただきますよう、大いに期待しております。私はエリアマネジメントを効果的に推進していくためには、行政主導ではなく、西口の地権者をはじめ、東口地区をも含めた既存商業事業者や商工会、地域住民などの民間の多様な主体が中心となって進めていくことが重要であると考えております。それは、エリアマネジメントのような多様な主体によって地域の活性化を図っていくといった分野につきましては、私のイメージではありますが、行政、つまり官の側というのはあまり得意分野ではないと感じているところでありまして、むしろ、地域住民の皆さんや既存の商業事業者といった民の側の方々のほうが向いているのではないかと感じているためです。もちろん、エリアマネジ

メントを推進していく過程で、初期の段階におきましては行政が各方面に声をかけてきっかけづくりを行い、エリアマネジメントの大枠の仕組みづくりまでは行うべきであると思いますが、そのあとは民間主導で自主的にエリアマネジメントを進めていくことが重要であり、かつ、そのほうが効果的な試みを推進していくことが可能となると考えております。執行部におかれましては、こうした将来的なエリアマネジメントの推進体制といった観点も考慮に入れていただき、ソフト事業を進めていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、入江洋一君の質問を終わります。

続いて、古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 皆様、こんにちは。公明党の古谷貴子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。4回目になりますが、まだ心臓がドキドキばくばくでとても緊張しておりますが、最後までしっかりとやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。今回は、民生委員児童委員の活動についてと、家庭ごみ排出量の実態調査について質問をさせていただきます。まず質問の前に、日頃より高齢者だけでなく子どもたちの見守り、児童・妊産婦の心配事の相談や支援などに尽力していただいております民生委員児童委員の皆様、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。それでは1つ目の質問をさせていただきます。私も以前に2期ほど民生委員を務めさせていただいたことがあります。平時のときでも訪問や名簿作成などいろいろな活動がありました。しかしここ数年のコロナ禍を踏まえて、様々な大変なことや御苦労があったことと思いますし、また活動の仕方も内容も変わってきているのではないかと思います。現在の民生委員児童委員の皆様がどのような活動をされているのか、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、古谷議員の御質問に答弁させていただきたいと思います。現在、取手市には188名の民生委員児童委員・主任児童委員が活動しております。民生委員児童委員の数は173名、主任児童委員は15名となっております。また民生委員児童委員は、東部地区・取手地区・白山地区・中部地区・西部地区・戸頭地区・藤代地区、7地区に分かれておりまして、民生委員児童委員協議会を組織して活動しております。民生委員児童委員についてですが、総会を年1回、各地区の定例会を月1回、各地区の会長・副会長を構成員とする運営委員会を年6回、主任児童委員会を年6回、そのほか4つの事項別委員会を組織しておりまして、民生委員児童委員はこのいずれかの事項別委員会に所属し、基本的事項等について研修を行っております。また、各地区ごとの研修会などを年に2回から4回開催しており、茨城県民生委員児童委員協議会主催の研修会にも年3回参加しております。活動内容につきましては、独り暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯

の訪問と安否確認のほか、市内の幼稚園・保育所、小中学校の訪問、地域で困っている方の相談、地域事業としまして、高齢者向け児童向けの開催、高齢者台帳の作成、避難行動要支援者台帳への作成の呼びかけ、医療キットの配布、歳末助け合いの物品の配布、各種研修会の実施参加など多岐にわたっております。コロナ禍前には、小中学校との情報共有を目的に、地区の民生委員児童委員・主任児童委員全員で学校を訪問し、学校側との顔合わせを行っていましたが、コロナ禍においては、密を避けるため、地区の会長、副会長、主任児童委員の少人数で訪問を行ったり、学校行事等への参加制限や茨城県民生委員児童委員協議会主催の研修会が中止になるなど、行動に制限があることもございましたが、おのおのの地域で訪問や相談活動を行うなど、昨年度から少しずつコロナ禍前の活動に戻ってきており、地域と行政のつなぎ役として地域福祉の向上に御尽力いただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ここで一つ質問なんですけれども、この188名の中には、御自身のお仕事を持ちながら民生委員の活動をされている方もいらっしゃると思います。そういう中で、例えば地区のそういう名簿作成とか本当にできないような——時間が忙しいという方のフォローなどは、各地区ごとにされているのでしょうか。市役所でそれともフォローされているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、下田 浩君。

○福祉部次長（下田 浩君） お答えいたします。そういった各地区地区、先ほど部長答弁でもございましたけれども、7つの地区に分かれて活動をされているというところで、各地区に地区会長さん、地区の副会長さんもいらっしゃいますので、そういった方々の協力を得て、地区内でまず解決されているというところが一つと、あとはもちろん、こちら社会福祉課で事務局のほうでも人数割りをして、一人一人地区担当を持っておりますので、そこに相談をいただきながら対応しているというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。次に、民生委員児童委員の人材確保について質問をさせていただきます。住民の生活上の困り事や心配事に関する相談に応じたり、必要な支援を受けられるように、市や地域の専門機関へのつなぎ役として重要な役割を担っている民生委員児童委員の皆様の御意見なんですけれども、高齢化が進んでいるという御意見をいただきました。その高齢化なども、今後の大きな課題と言えらると思います。本市における民生委員児童委員の状況を踏まえて、今後の人材確保をどのように取り組んでいくかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、下田 浩君。

○福祉部次長（下田 浩君） お答えをさせていただきます。民生委員の高齢化との質問でございます。まずは、当市の民生委員児童委員の状況、年齢構成について御説明をさせていただきます。現在、活動されております188名の民生委員児童委員・主任児童委員の年齢構成につきましては、80代が9名、70代が119名、60代が51名、50代が8名、40代が1名という状況でございます。68%以上の方が70歳以上という状況になっており

ます。最年少の方は47歳、最年長者は83歳で、平均年齢は71歳という状況でございます。続きまして、男性と女性の比率でございます。男性が88名に対しまして女性が100名となっております。女性のほうが少し高い比率という状況でございます。民生委員児童委員の選任に当たりましては、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の方を選任するように努めているところでございます。しかし、この年齢要件というところにつきましては、地域の実情を踏まえた弾力的な運営が可能であるともされております。茨城県におきましては、年齢要件を令和5年1月に、地域の実情を踏まえて75歳から80歳未満といたしました。さらに、これまでの活動実績を十分勘案した上で、80歳以上であっても選任を妨げるものではないとしております。取手市においてもこれを運用し、80歳以上の方も、先ほど申し上げましたとおり選任されているというような状況でございます。この高齢化の対策というところでございますけれども、この高齢化につきましては、成り手不足というところになるかと思っております。これは取手市だけでの問題ではなく、全国的な問題であると捉えてもおります。定年年齢の延長、年金受給年齢の引上げによる再雇用など、働く機会があれば、地域での活動よりも仕事を優先する方が多いというのも実情でございます。これらの理由から、民生委員児童委員の高齢化につながっているのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。余談ではありますが、この活動中に、もしけがとか事故とかあった場合は、市としてはどのように対処されるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、下田 浩君。

○福祉部次長（下田 浩君） こちら、ボランティア保険のほうに、各民生委員さん加入されているというようになるところになります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。それでは3番目の質問ですが、市民への皆様への周知でございますが、民生委員児童委員の活動について、本当に一生懸命動いてくださっていると思います。その活動について、市民の皆様さらに御理解と御協力を深めていただけるよう、民生委員児童委員の皆様活動をどのように情報発信また周知をされていくか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、下田 浩君。

○福祉部次長（下田 浩君） お答えいたします。周知というところでございます。まず令和4年3月1日号の取手の広報紙において、「いつも身近に、「民生委員・児童委員」といたしまして、3ページにわたって大々的に特集を組んで周知を図ったというところでございます。このときに作成をいたしました民生委員活動内容に関するインタビューなどを動画でまとめたものも、現在、見ていただけるという状況になってございます。また、民生委員児童委員が新たに委嘱される際には、広報紙で活動される民生委員児童委員を紹介しておりますが、その際に、欠員のある地域、こちらも載せた上で、民生委員児童委員の募集を併せて掲載をしているというところでございます。その結果、広報紙を御覧

いただいた方からお問合せがあり、地域の方の手助けができればとおっしゃっていただきまして、取手市の民生委員推薦委員会へ推薦させていただいたという事例もございます。あと地域に——地区によってはポスターを自身で作成しまして、地域内にあるマンションなどの掲示板に掲示をして、居住している方に民生委員児童委員の活動及び募集をお知らせしたという地区もございます。さらに今年度は、子育て中の方々、特に若いお母さん方にも、民生委員児童委員・主任児童委員の存在を知っていただくために、委員が主体となってチラシを作成いたしました。保健センターの4か月健診の際に、同会場で主任児童委員がこちらのチラシ配布を行いながら、民生委員児童委員・主任児童委員が、より多くの方、特に若い方々にも認知されるよう取組を進めているというところでございます。今後工夫をしながら、民生委員及び民生委員活動の周知というところにつきましては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 詳しい活動内容、年齢別、民生委員の方それから児童委員の皆様の状況、そして市民への皆様への周知等々、本当にありがとうございました。この質問は以上で終わります。

次の質問に移らせていただきます。次に、令和5年度より6年にかけて実施した家庭ごみ排出量実態調査における効果について質問をさせていただきます。本市では令和2年8月に県内初の気候非常事態宣言を表明し、いち早く地球温暖化に取り組んでいます。そして、とりで未来創造プラン2024においても、重点施策である脱炭素と循環型社会を実現するため様々な事業を行っているところです。そこで、令和5年から6年にかけて実施した家庭ごみ排出量実態調査の成果などについて質問をさせていただきます。まず1つ目の質問でございます。家庭ごみ排出量実態調査の概要について、お聞きいたします。調査の具体的な内容・実施期間・モニターの募集方法について具体的にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 古谷議員の御質問に答弁する前に、議員の皆様にも、この家庭ごみ排出量実態調査に御協力いただきましてありがとうございました。それでは、議員の御質問に答弁させていただきます。今回の家庭ごみ排出量実態調査を行った目的についてですが、常総広域圏4市のごみが排出されている常総環境センターの炉稼働率が90%を超え、焼却施設が逼迫しており、ごみ減量及びリサイクル率の向上が求められている状況であること。次に、取手市のごみ排出の状況として、年々僅かに減少傾向ではありますが、常総広域圏4市の中で常総環境センターへの搬入量が40%を超えており、そのごみの内訳として、約70%が燃やすすかないごみ——可燃ごみであります。資源としてリサイクルできるプラ容器については約0.9%と低い状況であること、こうした課題を解決し、今後のごみ減量、リサイクル率の向上に向けた施策の基礎資料とすることを目的として、この調査を実施いたしました。概要といたしまして、実施期間は令和5年

8月1日から令和6年7月31日までの1年間、各家庭のごみを可燃・不燃・資源ごみ・プラ容器の量を計測していただき、毎月、環境対策課のほうへメール・ファクスなどで排出量、ごみ減量の手法やアイデアを報告していただきました。対象として市内500世帯を公募いたしました。応募は231世帯でした。231世帯の市民の皆様に御協力をいただいた状況です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今、500世帯の公募目標に対して231世帯のモニターというお話がありましたが、半分ということで少ないように思いますが、今後ご協力してくださるモニターをまた募り、再度実態調査を行うお考えはありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） お答えさせていただきます。今ご紹介いただいたように、ちょっと今回モニターの数が少なかったということがございます。現状では、まだ次のモニター——こうした同じ調査を実施する時期というのは、今のところは定まっておられません。今回の調査につきましては、先ほど部長の答弁の中でもございましたように、ごみの減量及びリサイクル率の向上などに向けた、今後の施策についての基礎資料などにする目的ということで実施してございます。そのため、来年度に取手市の一般廃棄物処理基本計画というものを作成しますけれども、その中に今回の調査結果というものを反映させまして、その後の様々な取組について実施していくわけですけれども、その取組を実施した中のリサイクル率の状況であったり、ごみの減量の状況というものを見ながら、次回の調査をいつにするのかということについては考えてまいりたいというふうに思います。今お話いただいたように、今回公募ということで、モニターの募集については公募を行いまして、チラシなどを作成しまして広報紙はもちろんなんですけれども、市政協力員の方に御協力をいただいて各地区への回覧、それから公民館や図書館など市の施設へ配布したり、市内の店舗にも配布をさせていただきましたが、次回実施する際には、こうした募集の方法であったり、調査の内容等も踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。次に、実態調査をされて、その実態調査の課題についてはどのように把握されておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今回の調査の結果、燃やすしかないごみの排出量というものが最も多くて、約6割を占めておりました。プラ容器につきましては、4人世帯ということで考えますと、2週間分の排出量がごみ袋で約0.7袋という状況でした。でもこの2つの結果を見ますと、やはり課題としては、燃やすしかないごみの減量が必要であるということが1点。それからもう1点は、プラ容器については恐らく不燃ごみとして出されているのではないかとこのように考えてございます。分別が行われていないということがあると考えますので、さらなる周知が必要であるというふうに考えているところです。ま

た調査自体の課題として、先ほど申し上げたように、ちょっと応募数が少なかったということがございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。本当に先ほどと重複して申し訳ありませんけれども、ぜひとも今後、多くのモニターを募っていただき、再調査をして、さらにごみの減量に挑戦していきたいと思っております。

次の質問ですけれども、モニターをしていただいた市民の方からは、どのような声や御意見がありましたでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今回モニターの方から、289件の御意見をいただいております。そのモニターの皆様からの声ですけれども、主に4Rの推進について、それぞれの家庭で取り組んでいる内容についてというものが最も多くございました。例えば「家族で確認しながら分別を進めている」「生ごみの堆肥化を行っている」などリサイクルに関する声が一番多かったわけですけれども、そのほか、リフューズでは「マイボトル及びマイバッグの使用」、リデュースでは「必要な食材だけを買う」、リユースでは「リサイクルショップ・フリーマーケット・フリマアプリの活用」というような内容でございました。また、今回のこの実態調査に各家庭で取り組んだということによりまして、「ごみの分別や減量について家族で話し合うきっかけとなった」「環境問題を身近なこととして考えるようになった」など、周知の重要性についても改めて認識する御意見もいただいたというところです。モニターの皆さんに実施していただいて意見をいただいたわけですけれども、これにはごみ減量の手法やアイデアなども含めまして、こうしていただいた声を四半期ごとにホームページのほうで公表してきたというところがございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。モニターをされた方は多分、ごみの分別や減量に対してすごく意識のある方々だと思います。また、今ご答弁にもありましたように、4Rです。リフューズ、過剰な包装、リデュース、ごみの発生の抑制、リユース、不要なものの再利用、それからリサイクル、ごみを資源化するということで、なじみがある私たちの言葉としてはリサイクルぐらいなので、この4Rもしっかりと分かりやすく市民の皆様具体的に周知していただけますよう、よろしく願いいたします。

次の質問です。事業の成果と評価について。実態調査の結果を踏まえ、今後の取手市のごみ減量にどのように生かしていけるか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。今回の調査の成果といたしまして、今課長のほうから話がありましたように――答弁させていただきましたように、家庭ごみにおける燃やすしかないごみの減量、プラ容器の分別意識の向上が、今後の施策として必要であると認識できたことから、来年度改定する取手市一般廃棄物処理計画へ反映するための基礎資料として活用できると考えております。取手市ではこれまで、ごみ減量の施策として生ごみ処理機購入補助金や資源物回収助成金、生ごみ堆肥化事業などを周知

し、実施してまいりました。先月、消費者生活センターの講演会及び地球温暖化対策講座を実施した際に、各講師の方からも、食品ロスやごみを出さない工夫が減量化につながることを示され、また、ごみ減量化の取組や分別を進めていくためには、市民の皆さんに繰り返し周知し協力を求めていくことが大切であるとのことでした。市としては、今回の調査で把握した課題解決に向けて、市ホームページ・SNSや広報紙のほか、講習会や常総環境センターへの施設見学会の回数を増やし、現在の取組以上にごみの減量や分別方法などについて分かりやすい周知をすることで意識の向上を図り、市民との協力を——市民の皆様へ協力を深めていきたいと考えております。また燃やすしかないごみ——可燃ごみの減量施策の一つである生ごみの堆肥化事業について、今後もNPO団体と連携の上、さらに効果的な回収方法等を研究し、あわせて、生ごみ処理機やコンポスト、キューロなどの普及を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今、生ごみ処理機という御答弁の中にありました、補助金も出ているということで、現在、取手市内でこの家庭用生ごみ処理機は何世帯ぐらいの方が使われているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今、市では——議員から御紹介いただいたように、生ごみ処理機等の購入補助金という制度がございます。大変申し訳ございません、今、取手市内でどのぐらいの世帯がこうした機器を持っているかというのは把握してございませんので、令和4年度と令和5年度にこの購入補助金の対象となった数、ちょっと御報告させていただきたいというふうに思います。令和4年度ですけれども、総数で80基について補助金を出しております、そのうち54基が電気式の生ごみ処理機となっております。残りはコンポストとか生ごみの容器といったものになります。令和5年度につきましては、総数で91基、そのうち電気式が58基という状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。かなりの数が生ごみ処理機、家庭でやっておられるというのを聞いてびっくりしました。また、私自身も挑戦していけたらと思っております。本当に細かく御答弁いただきまして、ありがとうございました。先日、常総環境センターの生ごみ堆肥化施設の視察に行かせていただきました。本当に臭いもなく、生ごみを発酵し堆肥化する循環型の施設でした。地球温暖化や気候変動などに対して、私たち一人一人の意識の改革や取組、また小さな積み重ねがとても重要だということを感じました。私自身も意識を持ってごみ減量に取り組んでいきたいと思っております。以上です。本当にありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、関川 翔君。

〔11番 関川 翔君登壇〕

○11番（関川 翔君） 2時前に本日最後の一般質問をさせていただきます、関川 翔でございます。

〔「順調だな」と呼ぶ者あり〕

○11 番（関川 翔君） 30 分弱で済みますので、もうしばしお付き合いください。それでは、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。近年、少子高齢化に伴い全国的に空き家の件数が増加し、取手市においても年々増加傾向にあります。9 月定例会の決算審査特別委員会においても、空き家等の適正管理事業に要する経費について質疑をさせていただきました。改めて現状から、今後の取組等について質問をさせていただきます。また、昨日の鈴木議員の一般質問とかぶる内容に関しては、重複しないように質問させていただきますので、よろしく願いいたします。まずは、取手市の空き家等の現状に対する答弁については、昨日お伺いしていますので、市内空き家に対する苦情等の通報件数をお伺いさせていただきます。

〔11 番 関川 翔君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。令和 5 年度におけます苦情件数でございます。こちら草木の繁茂、それから家屋の損傷等、空き家に対します通報件数は 378 件でございます。同一物件に対します通報の重複を除きますと、実質が 304 件について対応を実施いたしました。令和 6 年 10 月末現在におきましては、今年度なんですけども、通報の件数が 223 件でありまして、同じように同一件数に対します通報重複を除きますと、201 件対応しているというふうな状況でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。単純計算すると、安全安心対策課に 1 日 1 件以上必ず通報が入る。その都度対応に至ってるということだと思います。大変悩ましい問題だと思いますが、そして通報を受けた際の動きについては、既に昨日答弁いただいておりますので、次に進みます。それでは次に、空き家等の改善を促すための取組について詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。改善を促すための取組といたしましては、令和 6 年 4 月に株式会社クラッソーネと空家等の除却促進に係る連携協定を締結し、AI による解体工事の概算費用を把握できる解体費用シミュレーターや土地売却査定価格を同時に算出する、すまいの終活ナビを市のホームページや所有者の通知で案内し、空き家等の除却促進を図っているところでございます。次に、所有者等に対しましても、問題が深刻化する前に早期対応を促すため、市政協力員や民生委員児童委員の皆様にも地域の空き家等に関する情報提供を呼びかけるなど、地域と連携し適正な管理がなされていない空き家等の実態調査を行っているところでございます。さらに、流通が可能な空き家等に関しましては、都市計画課において、令和 2 年度から取手市空家等利活用の媒介制度を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。様々な取組を行っている中で、今の答弁の中に「地域との連携」とありましたが、私自身もよく地域の方から、空き家の草木とか繁茂について日々多くの御相談を受けますが、やはり地域の事情は地域の方々が一番詳しく、時には役所でも知り得ない情報も多くあるかと思えます。引き続き密な連携をお願いしたいと思います。

それでは次に、こういった様々な対策に取り組む中で、実際にどういったことに苦慮しているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。苦慮している点につきましては、空き家については所有者等に通知後に改善に至らない場合が多くございます。配達記録つきで繰り返し通知を実施しても改善に至らないような場合は、近隣であれば直接訪問を実施しているところでございます。また、通知後連絡をいただいたとしても、資金もなく遠方で高齢のため、体力的にも対応困難であるとの相談を受けることもあるため、そのような方に対しましては、現実的にどのような対応をしていただけるか、説得や説明に苦慮しているところでもあります。なお、改善に至らず、周囲への悪影響が生じている空き家につきましては、行政代執行により解体する手段もございますが、特定空家等の認定を得て、助言・指導・勧告と段階的に行うなどして、空き家の管理責任者である所有者に対し、空き家の除却を粘り強く促しているところでございます。さらに、所有者が亡くなって相続人がいない空き家や相続人全てに相続放棄された相続人不在の空き家等に関しましては、所有者に通知できないことから、市民からの要望に対しての対応が困難となっており、市民への説明等に大変苦慮している現状がございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。それぞれ所有者にも表に出せないようないろいろな事情があり、現在に至っているんだと思えます。今「行政代執行」というワードも出てきましたが、基本的に建物の管理等は所有者の責任においてが大前提だと私は思っております。また全国でごく僅かの判例を見ると、市民の迷惑になり致し方なく行政代執行を行ったのはいいですが、所有者からの解体費用回収が難しいなどの状況がほとんどようです。ぜひ取手市ではそうなる前の段階で解決ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、所有者不明の空き家等への対応についてですが、既に答弁を伺っていますが、制度改正、これに伴うことなどの詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。所有者不明の空き家への対応といたしましては、昨日の鈴木議員の一般質問において、財政部での答弁にもありましたように、相続財産清算制度等の活用が考えられます。また、管理制度に関しましては、令和5年12月に施行されました改正空家等対策の推進に関する特別措置法において、不在者財産管理制度及び相続財産清算制度に加え、所有者不明建物管理制度等が新設され、空き家等

の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、裁判所に対して管理人の選任等を請求することが可能となりました。市といたしましては、相続人が不存在である空き家等の解決を図るため、相続財産制度や所有者不明管理制度等の活用について、空き家等の資産価値や周囲等の影響等が様々な状況を考慮しながら、関係各課と協議した上で検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。ぜひ先進自治体の情報収集を行い調査研究を進め、しっかりと形にさせていただきたいと思っております。

最後の質問ですが、今後の取手市が考えている取組について、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市におきましては既に実施している空き家等の利活用の媒介制度のほか、不動産団体と相互に連携・協力する取組を検討してございます。先進自治体におきましては、空き家の所有者から同意を得た場合に、空き家の情報を不動産団体に提供して不動産団体と所有者を直接つなぐことで、空き家の売却等による流通を促す取組を行っているところもございます。このような取組を取手市の実情に応じて制度を構築できるよう、先進自治体を参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。また今年度から、空き家等台帳管理システムを導入し空き家等管理の効率化を図るとともに、平成21年から蓄積されてきました空き家台帳の整理を進めているところでございますが、今後把握している空き家の現状把握のため、全棟の実態調査を実施することも考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。不動産団体——市内の不動産屋との連携ということになると思います。これはウィン・ウィンの取組になるかと思っております。今後の地方行政は、まさに民間企業との連携は必要不可欠であり、これができなければ衰退の一途をたどるのかなと思っております。そして今年度、改めて空き家の実態調査を実施するとの答弁でしたが、やはり現状をしっかりと把握できていなければ、対策にもずれが生じると思っておりますので、しっかりお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。第2回定例会において、取手市でもネーミングライツを始めたかどうか、こういった質問をさせていただきました。その後、7月にネーミングライツパートナーの募集を行ったようでございます。結果については担当課より御報告をいただいておりますが、個人的には少し寂しい結果だなと思っております。今回の結果を踏まえた上で、今後どのように進めていくのか質問させていただきます。まず、7月に行ったパートナー募集の際の周知方法についてお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、関川議員の御質問に答弁いたします。今回、取手市で初めてネーミングライツの募集をするに当たり、対象施設を19施設とし、そのうち

指定管理者制度導入施設の取手グリーンスポーツセンターを除く 18 施設について、ネーミングライツパートナーとして公募を実施いたしました。公募期間は 7 月 12 日から 8 月 30 日までの 50 日間とし、7 月 12 日に市ホームページへの掲載、8 月 1 日号の広報とりに掲載、さらに有料プレスリリースや取手記者クラブへの情報提供など幅広く公募を行いました。また、中村市長にも月・木・SAYでのささやきをしていただき、さらに市内の事業者の皆様への折に触れてのお声がけなど、トップセールスにも取り組んでいただきました。こういった様々な取組の結果として、6 施設においてネーミングライツパートナー 4 者と契約することができました。なお、ネーミングライツ料の総額は 1,305 万円で、そのうち本年度中に納入される 795 万円を今回の補正予算のほうに計上しているところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。19 施設中 6 施設ということでございました。実はこの募集が終わった後に市内企業の方々から、「ネーミングライツの募集を知らなかった」「あの施設がああ金額なら参加したかった」、こういった話を伺いました。やはり今回は周知が足りなかったのか、それともネーミングライツ事業自体が取手市にマッチしていないのか、様々なことが考えられますが、今回のこの募集結果を踏まえた上で、今後の周知方法はどのように考えているのか。例えば他市では、ネーミングライツ事業のチラシ等を作成し、市の施設や各種団体に置くなど、広く周知を図っているようでございます。私たち議員も、市内企業の方々にネーミングライツ事業について聞かれた際には、市のホームページを見てくださいと御案内するよりは、チラシ等があれば周知しやすいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、御質問にお答えいたします。今後の周知方法についてですが、市ホームページ、市広報紙をベースとはしますが、新たな周知の手法として、関川議員ご提案の募集チラシを作成し、広くお知らせしていくことを考えております。また、市ホームページや市広報紙への掲載内容につきましては、既に愛称が決定した施設の看板設置後の写真を挿入するなど、ネーミングライツ事業を分かりやすく、かつ、広告効果をイメージしやすい内容とするように工夫し、公募情報と合わせて視覚的に事業者へ伝わるよう掲載していきたいと考えております。さらに、募集チラシの配布先として、取手市商工会はもちろん、建設業協会や電設業協会をはじめとした各業界団体などを經由して、様々な事業者の皆様の御手元に直接届くよう具体的に周知をしてまいります。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。ぜひそういった方法を用いながら、周知に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、最低入札額の設定について、お伺いさせていただきます。現状でパートナーが決まっていない 13 施設において、企業側から最低入札額の値下げ交渉、こういったものがあつた際には検討委員会で再度諮ってもらうことは可能なのか。他市の状況を見ますと、

可としている自治体もあれば不可としている自治体もあるようでございます。取手市の考え方を伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問にお答えいたします。市が指定した施設を公募する施設提示型でのネーミングライツの募集に当たっては、施設所管課においてあらかじめ近隣の市場調査等を行い、審査委員会において当施設に見合った最低希望金額や契約期間を含む募集要項を決定しております。したがって、市では募集要項の条件について、事業者側より値下げなどの要望があったとしても、現時点では見直す予定はございません。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） 分かりました。これについては、どちらの方針に決めてもメリット・デメリットがあると思います。取手市の判断は、あくまで値下げ交渉には応じないということで理解をさせていただきます。それでは次に、7月の募集においては、市が施設を指定した施設指定型のものでしたが、第2回定例会の一般質問の際に、田中部長の答弁で、今後は施設提案型の導入も視野に入れていとありました。その後の検討状況をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。今回、ネーミングライツ募集の状況などを踏まえまして、さらに多くの事業者の皆様へ御応募いただけるよう制度の改善を検討してまいりました。その検討の結果、取手市ネーミングライツパートナー事業実施要綱を改正し、施設提案型を新たに導入することといたしました。この施設提案型は、事業者の皆様のニーズを踏まえたネーミングライツ事業を推進するため、パートナーになりたい施設の希望契約金額や希望契約期間を事業者様側から市へ御提案いただくといった制度となっております。また今後の公募につきましては、令和7年——来年の1月15日から施設提示型と施設提案型の公募を同時に開始し、いずれも締切りの期日を設けずに随時募集へと変更したいというふうに考えております。これによりまして事業者の皆様からは、いつでも応募が可能となりますので、できる限り多くの施設にパートナーとなっただけになるものというふうに考えております。今後もより多くのネーミングライツパートナーと契約できるよう事業を展開してまいりますので、関川議員はじめ議員の皆様からも、周知等の御協力のほうよろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。私も微力ながら周知に努めてまいりたいと思います。最後の質問になりますが、このたび、ネーミングライツパートナーとなった企業に、看板にかかった費用の設置費に関するご意見等をお伺いさせていただきました。例えば、歩道橋のパートナーとなった場合ですが、最低入札額が33万円と安価な設定になっています。しかし、いざ看板を設置するとなると、歩道橋に足場を設置し、場合によっては交通量の少ない夜間作業になり、また場合によっては通行を一時的に止めるような対処をしなければならないようです。それと、設置費がパートナー料をはるかに上回る額になるとのことでした。金額だけ見れば、最低入札額の33万円に対し、それ以上の広告

効果が期待されるので、今後パートナー申請を考える企業が多く出てくることも予想されると思っております。担当課は今後、例えば看板代の費用や設置費、また苦慮した点や要望などを、今回の公募でパートナーとなっていたいただいた企業に可能な範囲で聞き込みを行い、今後は、申請者の方々に、こういった詳細な説明を徹底してもらうよう要望させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、お答えさせていただきます。ネーミングライツ事業導入に際し、市では既に導入している他の自治体の募集要領やガイドライン、導入例等を調査分析し、さらに先進自治体へ直接訪問して情報収集や聞き取り調査を実施し、当該事業をスタートいたしました。確かに今回のケースでは、横断歩道橋は特に交通量の多い道路に設置されており、看板の設置作業では道路の通行規制や仮設足場の設置など想定を超える費用負担が発生したものと思われまます。関川議員の御提案のとおり、今後は管財課と施設所管課において、ネーミングライツパートナーにメリット・デメリット等の聞き取り調査を行いまして、情報を収集して、今後応募予定の事業者からの照会に対しまして、参考となる費用を示せるよう準備をまいります。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。ネーミングライツというのは、行政と企業がウィン・ウィンの関係性になる事業だと思っております。「安価なパートナー料だから申請したけど、看板設置にこんな費用がかかることは聞いてない」、こんなことを言われないように、可能な限り、それぞれの設置費用や苦慮する点などを説明し理解してもらった上で、気持ちよくパートナーになってもらうよう心がけていただきたいと思います。22分です。以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、関川 翔君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時 19分散会